

須坂市都市計画マスタープランの改訂の方向性

(中間まとめ案)

【目次】

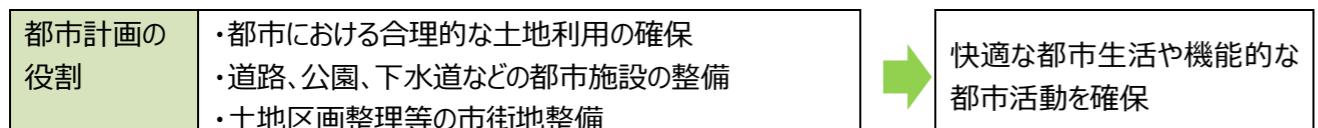
はじめに 改訂の背景 -----	1
第1章 前提条件の整理 -----	2
第2章 現行プランの策定後の社会・経済・環境の変化と課題 -----	5
第3章 将来都市構造の改訂の方向性 -----	16
第4章 分野別基本方針の改訂の方向性-----	19

2026年1月

はじめに | 改訂の背景

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。



【都市計画マスタープラン】

- ・都市計画を実施する上で基本となるもので、都市の将来ビジョンを提示
- ・将来像の実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地の整備・開発・保全等の方針を提示

都市計画マスタープランに基づき、具体的な施策を総合的、計画的に推進

2 改訂の背景

本市では、2001年に都市計画マスタープランを策定し、2012年に部分改訂を、2019年に全面改訂を行ったところです。

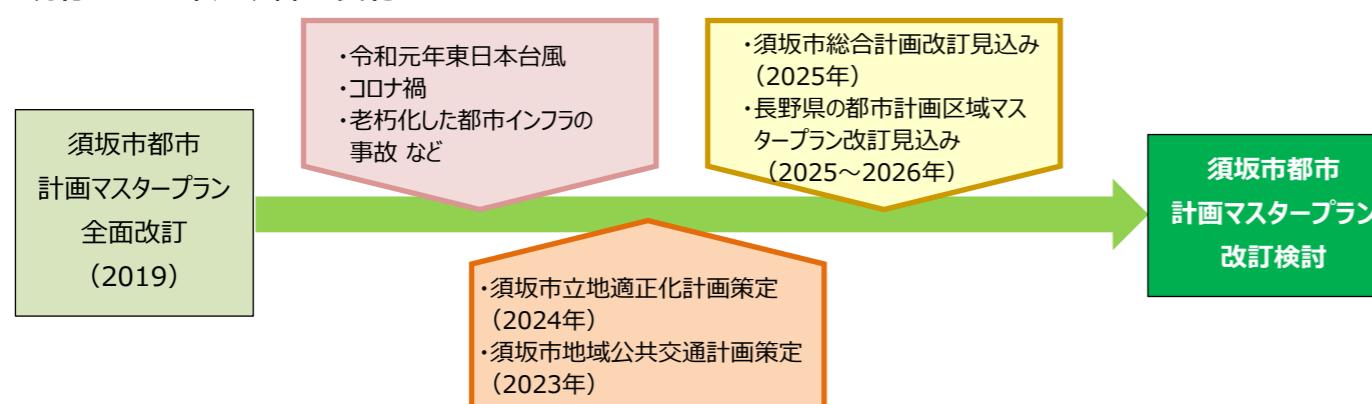
この間、令和元年東日本台風による水害やコロナ禍を契機とした暮らし方・働き方の価値観の変化、老朽化した都市インフラの危険性の顕在化など、都市づくりを取り巻く状況は変化しています。

また、一方で、急速な人口減少と少子高齢化を背景に、将来にわたり持続可能な都市運営を続けていくためには、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通ネットワークの形成が急務との考え方のもと、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成に焦点を当てた須坂市立地適正化計画（2024年）、須坂市地域公共交通計画（2023年）を策定しています。

こうしたなか、2025年には市の最上位計画である須坂市総合計画が改訂の見込みであるほか、2025～2026年に都市計画の上位計画である長野県の都市計画区域マスタープランも見直される見込みであり、これらの上位計画と整合を図る必要性があります。

こうした背景を踏まえ、都市計画マスタープランの改訂を進めています。

■現行プラン策定以降の変化



3 改訂検討の範囲

今回の改訂は、全面改訂ではなく、中間的見直しの部分改訂であることから、現行の都市計画マスタープラン（以下「現行プラン」といいます）の構成等は現行プランの踏襲を基本とし、以下の事項について点検、見直し等を検討します。

- ・現行プラン策定時の前提となった社会・経済・環境の状況は、最新の統計データ等で確認し、併せてまちづくりの分野別課題の修正の必要性について検討します。
- ・まちづくりの目標、将来人口は、須坂市総合計画（改訂中）で検討される将来人口の推計結果と整合を図ります。
- ・全体構想及び地域別構想、実現化方策は、現行プラン策定以降のまちづくりの進捗や須坂市総合計画（改訂中）及び須坂市立地適正化計画、須坂市地域公共交通計画との整合を図ります。長野県の都市計画区域マスタープランは現在改訂中であるため、検討状況を注視し、適宜、見直し作業に反映させます。

■現行プランの構成

1章 都市計画マスタープランの改定にあたって

計画の背景と目的、計画対象、目標年次、主要な社会・経済・環境の動向とまちづくりの課題について整理

・計画の対象（市全域）や目標年次（2040年）は現行プランを踏襲
・社会・経済・環境の動向とまちづくりの課題は、最新のデータで検証

2章 全体構想

- ・まちづくりの目標として将来像や基本理念
- ・将来都市構造（将来人口目標を含む）
- ・市全体のまちづくりの方針（6分野）
▶ 土地利用、道路・交通、都市環境、都市景観、都市防災、生活環境整備

3章 地区別構想

- ・8つの地区ごとの特性に応じたまちづくりの方針



・将来像や基本理念は総合計画と整合
・将来人口目標は、改訂中の総合計画と整合
・将来都市構造やまちづくりの方針は、まちづくりの進捗や上位・関連計画を踏まえて見直し検討

4章 実現化方策

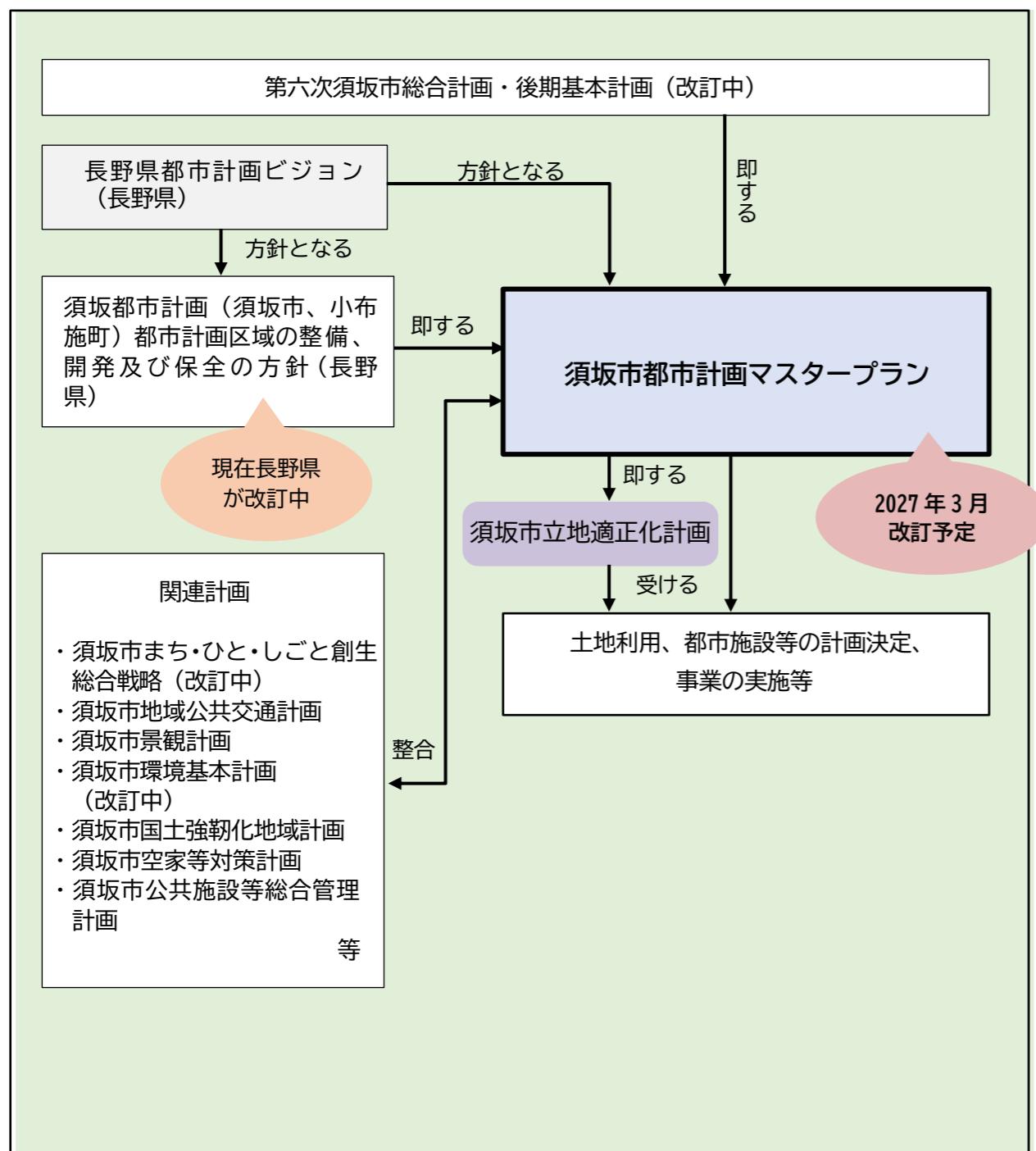
- ・全体構想や地区別構想の実現化に向けた分野別の主な施策
- ・市全体をリードする「戦略的な拠点づくり」
- ・協働のまちづくり

第1章 | 前提条件の整理

1 上位・関連計画と都市計画マスター プランの位置づけ

本計画は、「第六次須坂市総合計画・後期基本計画（改訂中）」、「長野県都市計画ビジョン（長野県）」、「須坂都市計画（須坂市、小布施町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長野県）」を上位計画として位置づけます。

また、本市及び関係機関の関連計画と整合を図りながら定めます。須坂市立地適正化計画は、都市計画マスター プランの高度化版（高度化・実現化を図る制度）であることから、須坂市都市計画マスター プランは、立地適正化計画の上位となる計画として改訂します。



名称	概要等
須坂都市計画（須坂市、小布施町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長野県）（改訂中）	・須坂都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すもの
第六次須坂市総合計画・後期基本計画（改訂中） ・目標年次：2030年	・長期的な展望に基づいて、須坂市が目指す将来像を描き、その実現に向けてどのような行政運営を行っていくかを取り決める、市の最上位に位置づけられる計画 ・将来像である「豊かさと幸せを感じる共創のまち 須坂」を実現するため、前期基本計画の基本的な枠組みは継承しつつ、前期基本計画での成果や時代の変化を踏まえ、施策の成果手法や取組内容などを見直し
須坂市立地適正化計画（2024年3月） ・目標年次：2040年	・居住や都市機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指すための計画で、都市計画マスター プランの「高度化版」としての意味合いを持つ ・本市では「地域特性を生かした便利で安心した暮らしと 活気が行きわたる都市づくり」をまちづくりの方針とし、市街化調整区域及び都市計画区域外の持続可能性にも配慮した計画として策定
須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂中） ・目標年次：2030年	・総合計画の将来像実現を目標に、総合計画と連動しながら、人口減少が進行する中でも活力ある地域社会の実現に向けた具体的な事業を推進するための指針として策定
須坂市地域公共交通計画（2023年3月） ・目標年次：2028年	・将来的に持続可能な公共交通体系を形成していくための市の公共交通に関するマスター プランとして策定 ・立地適正化計画と連携して「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指すための計画で、公共交通が事業の性格を持つため、5年ごとのプログラムとなっている
須坂市景観計画（2022年3月）	・景観法に基づき、須坂市が、地域の美しい景観を守り、将来にわたって良い景観を形成するために定める計画 ・本市では2013年に景観計画を定め、2022年には須坂長野東IC周辺地区の開発や「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けた取組みなど、新たなまちづくり方針にあわせ、景観計画の見直しと屋外広告物条例を策定
第三次須坂市環境基本計画（改訂中） ・目標年次：2030年	・須坂市の環境をより良くしていくため、市民・事業者・行政がそれぞれ何に取り組むべきかを示すもの
国土強靭化地域計画（改訂中） ・目標年次：2030年	・過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起った場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるための計画で、本市では総合計画と一体的に定めている
須坂市空家等対策計画（2023年4月） ・目標年次：2028年	・空家問題について「空家の発生予防」、「適正管理」、「利活用」の3点を市の基本的な考え方とし、放置されている空家の対応や放置される空家を増やさないようにするための方策を体系化
須坂市公共施設等総合管理計画（改訂中） ・目標年次：2030年	・須坂市のまちづくり全体を考えた「全体最適」視点での全体状況を把握し、長期的な視点をもって、維持管理や更新を計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化、公共施設等の最適な配置を目指すことを目的に策定

2 社会・経済・環境の変化に対応した全国的なまちづくりの視点

少子高齢化・人口減少社会の進展や産業構造の変化、また自然災害に対する意識の高まり等、社会・経済・環境の変化に対応したまちづくりの視点について、国の考え方を中心に整理します。

(1) 人口減少や少子高齢化への対応

・国立社会保障・人口問題研究所によると、総人口は、2011年以降、連続して減少し、今後この傾向はさらに拡大し、高齢化率（65歳以上の人口割合）も2020年の28.6%から2045年には36.3%へ上昇

L 人口減少や少子高齢化は、今後のまちづくりや土地利用、道路や公園などの都市基盤のあり方にも大きく影響し、これらを考慮したまちづくりが重要

(2) 都市のスponジ化とコンパクト・プラス・ネットワーク

・特に地方都市においては、人口減少・少子高齢化に伴い、空き家・空き店舗・空き地が増加・点在し、都市全体の密度が低下する「都市のスponジ化」が懸念
・「都市のスponジ化」は人口密度の低下をもたらし、医療、福祉、商業等のほか、公共交通などの生活サービスを維持・確保することが困難になるほか、インフラの維持管理や各種行政サービスが非効率化

L 民間事業者や市民を含む多様な主体が連携し、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、地域社会の活力の維持や健全な都市経営の確保が重要

(3) 自然災害の激甚化・頻発化

・近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が全国的に増加しており、それに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向
・本市では、令和元年東日本台風による記録的な豪雨により千曲川が氾濫し、全壊住家1棟、半壊家屋189棟などの被害が発生
・地震についても、2011年東日本大震災や2016年熊本地震、2024年能登半島地震など、大規模な被害が生じる事例が発生

L 今後も、気候変動に伴う災害リスクのさらなる増大が懸念されているほか、いつ発生するかわからない地震への備えも重要であり、ハード（堤防や耐震化など）・ソフト（避難訓練、防災教育など）の両面から防災・減災対策を推進することが重要

(4) 国内外の交流人口・関係人口の拡大

・少子高齢化や人口減少が進む地方部では、地域内の労働力・消費者が減少する一方で、交通・情報通信網の発達により地域外からの訪問や関わりが容易になっており、国内旅行者数・旅行消費・訪日外国人が拡大

L 今後は地方部においても、地域固有の自然環境や歴史・文化、暮らしなどの魅力を活かした持続可能な観光地域づくりを推進し、地域資源を活かす手段の一つとしてインバウンドの誘致、消費額拡大を図るとともに、国内外含めた交流人口・関係人口の創出・拡大を図ることが重要

(5) 多様なライフスタイルの実現

・コロナ禍を経て、ウェルビーイング（幸福感や生きがい、つながり）への関心が高まり、リモートワークの有効性や自宅周辺のオープンスペースの重要性が認識されるなど、人々の価値観に変化
・これにより、テレワークや二地域居住、ワーケーションなどの新たな働き方・暮らし方が普及し、個々のニーズに応じた多様なライフスタイルが実現

L 身近なエリアにおける自宅以外のワークプレイスやゆとりある屋外空間の創出、交通・通信ネットワークの整備・充実を図ることなど、新たな働き方・暮らし方に対応し、多様なライフスタイルを実現できる環境の形成が重要

(6) 環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築

・豪雨や猛暑など世界的に気候変動が深刻化するなか、二酸化炭素排出量の約5割が都市活動に由来しており、都市政策におけるカーボンニュートラル（二酸化炭素排出量の実質ゼロ）への配慮が重要
・一方、都市の緑地に関しては、景観の向上や癒しだけでなく、二酸化炭素の吸収や都市の暑熱化の緩和などの気候変動対策と、生物多様性の確保といった地球規模的な環境対策につながる機能が再評価

L 気候変動への対応や生物の生息・生育環境の確保の向上等の社会的な要請に対応するため、都市緑地の多様な機能の発揮やエネルギー利用の効率化、環境にやさしい都市構造への変革を推進することが重要

(7) 公共施設や都市のインフラの老朽化対策

・高度経済成長期以降に整備された公共施設や、道路橋、トンネル、河川、上下水道等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加する傾向

L 少子高齢化を背景に財源や技術系人的資源の制約が強まる中、都市の将来像や個別方針との整合や、関係する住民等との合意形成を図りながら、公共施設や都市インフラの集約・再編、複合化、廃止・除却等の検討を進めることが重要

【参考】社会・経済・環境の変化に対応した全国的なまちづくりの視点の現行プランと改訂案の比較

現行プラン	改訂案	備考
人口減少や少子高齢化への対応	人口減少や少子高齢化への対応	継続している潮流であることから踏襲（内容は時点修正程度の変更）
コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	都市のスponジ化とコンパクト・プラス・ネットワーク	世帯減少時代の到来が予想される中で、都市のスponジ化が課題となっており、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの背景であることから、内容を踏襲しつつ追加
大規模災害への対応や都市生活の安心・安全の確保に資する地域コミュニティの醸成	自然災害の激甚化・頻発化	現行プランでは、東日本大震災への教訓を中心とした記載であったが、令和元年東日本台風では、本市も被災し、全国的にも水災害への対応も課題となった。都市計画マスターplanの改訂（以下「改訂プラン」といいます）では、地震に加えて、水災害への対応の重要性を追記
人・もの・情報がよりグローバルに移動する時代への対応	国内外の交流人口・関係人口の拡大	現行プランは、グローバル化について一般論的な記載であったが、地方都市の活性化の視点では「国内外の交流人口・関係人口の拡大」への対応が重要なことから、内容を修正
–	多様なライフスタイルの実現	コロナ禍を契機として、働き方の多様化やウェルビーイングへの関心の高まりなど、ライフスタイルの多様化がより一層進んだことから、当該項目を追記
環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築	環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築	現行プランでは、身近な環境問題から地球環境問題まで広く言及し、特に地球温暖化問題に触れていた。近年は都市政策の潮流として、二酸化炭素の吸収、エネルギー利用の効率化、暑熱対策等の「気候変動への対応」と生物の生息・生育環境の確保等の「生物多様性の確保」を総合的に進める流れであることから内容を変更
地方分権・協働社会への取り組み	–	現行プランでは、地方分権の進展や市民のまちづくりの参加が記載されていたが、現在では既に標準的(当たり前)の内容とも捉えられることから、改訂プランでは記載していない。なお、市民参加のまちづくりに関しては、まちづくりの実現方策として別途記載
税収の減少と支出の増大を考慮した都市経営	–	コンパクト・プラス・ネットワークの背景に「都市経営」を記載していることから、独立した項目としては記載しない
–	公共施設や都市のインフラの老朽化対策	都市経営の視点では、公共施設や都市インフラの老朽化対策や更新が喫緊の課題となっていることから、当該項目を追記

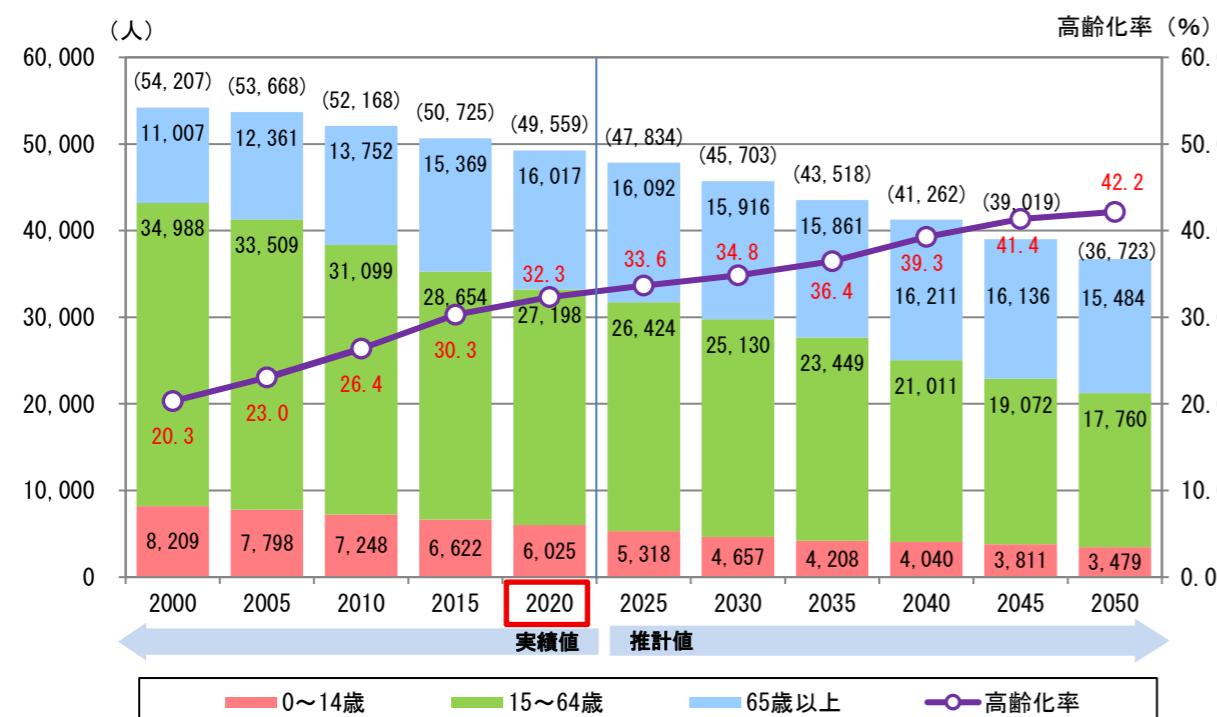
第2章 | 現行プランの策定後の社会・経済・環境の変化と課題

1 須坂市の都市づくりを取り巻く現状

(1) 総人口の推移

- 本市の人口は、2000年をピークに減少局面となっており、2020年は49,559人となっています。
- 現行プランの策定期には2020年の人口が48,862人と予測されており、減少傾向が緩和されています。
- 2040年の人口推計は、現行プラン策定期で4万人未満でしたが、最新の推計では4万人以上です。
- 人口減少は、当初想定よりは緩和されていますが、人口減少そのものは継続します。
- 人口減少とともに高齢者も減少傾向となります。人口全体に占める高齢者の割合は増加し、2045年に40%超となる見込みです。

■人口推移の実績と将来見込み



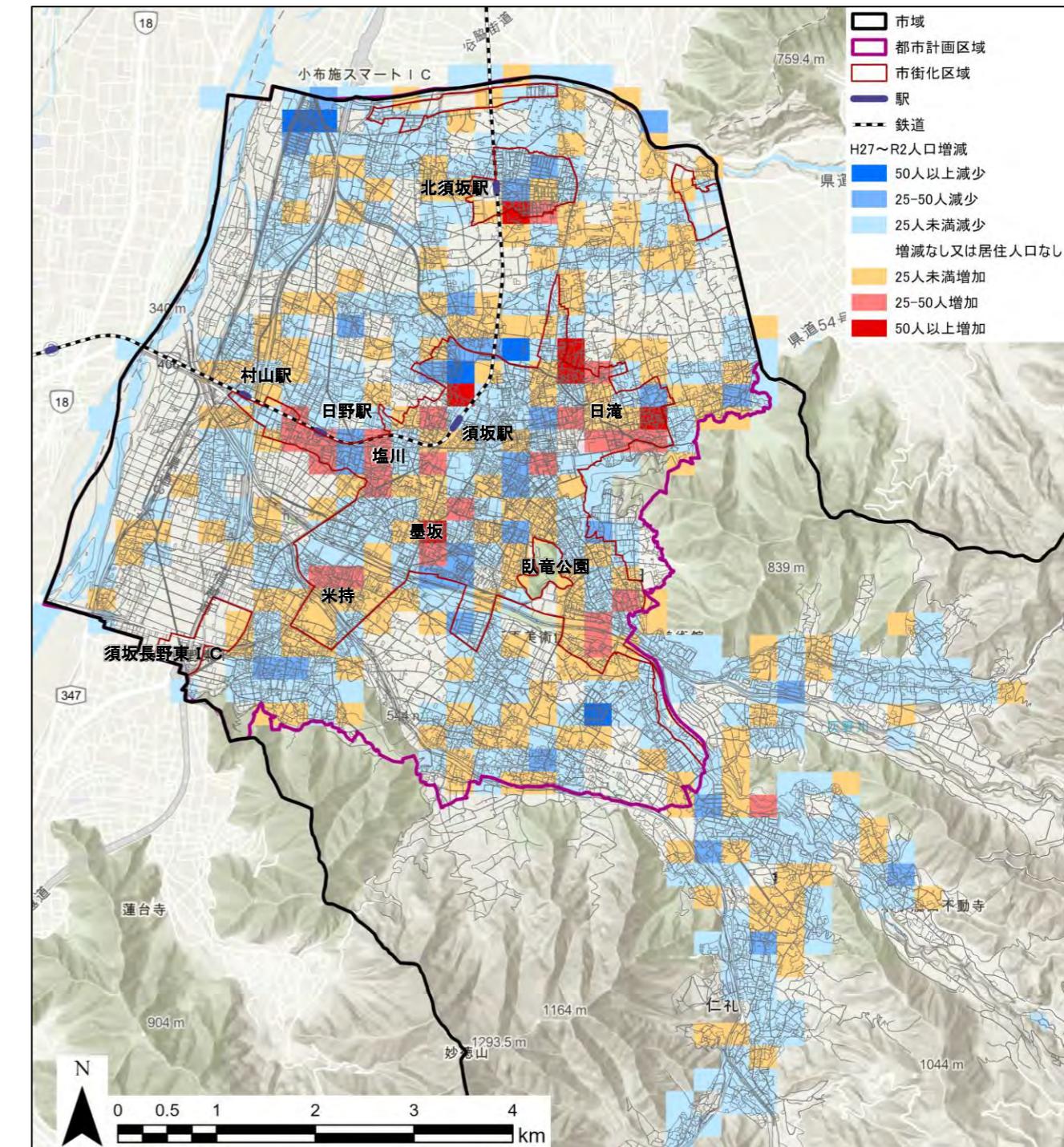
※ () 内の数値は総人口で年齢不詳を含む。

出典：令和2年までは総務省「国勢調査」を基に作成。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和5年（2023年）3月推計）を基に作成

(2) 人口分布

- 人口が増加しているメッシュは、須坂駅周辺や日野駅周辺、北須坂駅周辺のほか、米持や日滝など市街化区域の境界付近となっています。

■250mメッシュ単位の人口増減分布（2015～2020年）

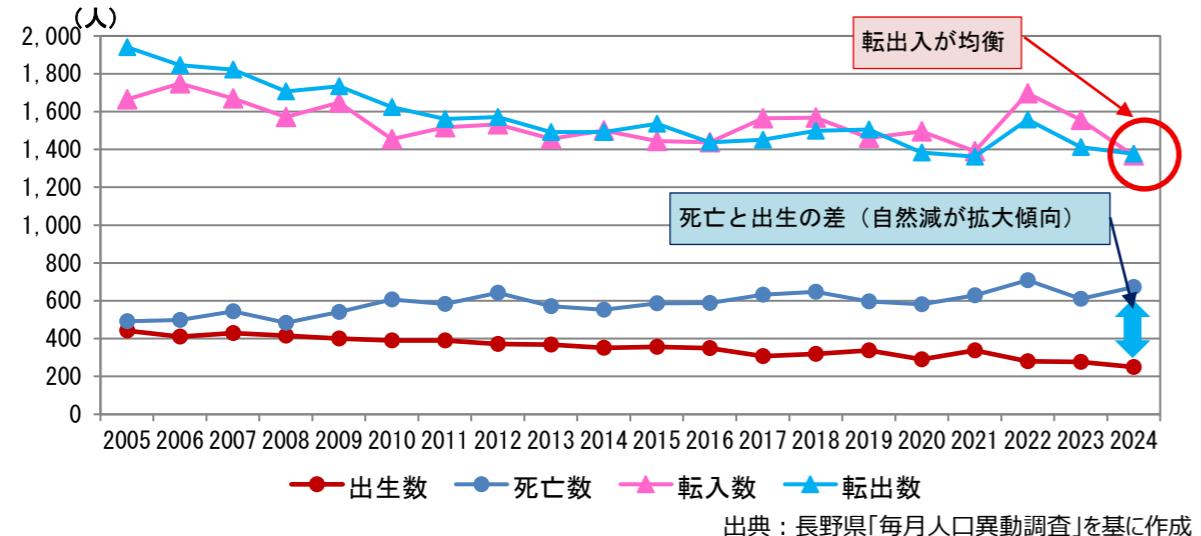


(3) 人口動態

1) 自然動態と社会動態

- ・死亡数が出生数を上回る状態が継続し、その差は拡大する傾向にあります。
- ・転入数は2017年から転出数を上回る社会増が基調でしたが、2022年をピークに転入数が減少し、2024年には転出入が均衡しています。

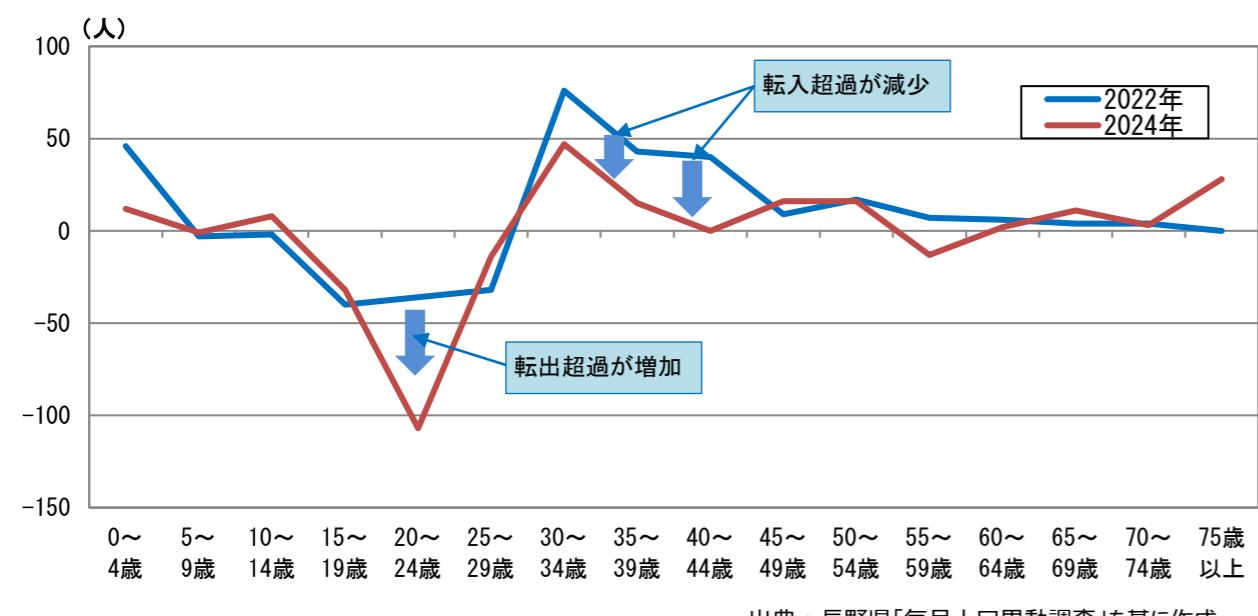
■人口動態の推移



2) 年齢別の社会増減

- ・転入数がピークの2022年と転出入が均衡した2024年の社会増減（転入－転出）の変化を年齢別に見ると、20歳代では転出超過が増加し、30歳代では転入超過が減少しています。
- ・30歳代の子育て世代の転入超過の減少と併せて5歳未満人口の転入超過も減少しています。

■5歳階級別の社会増減の変化

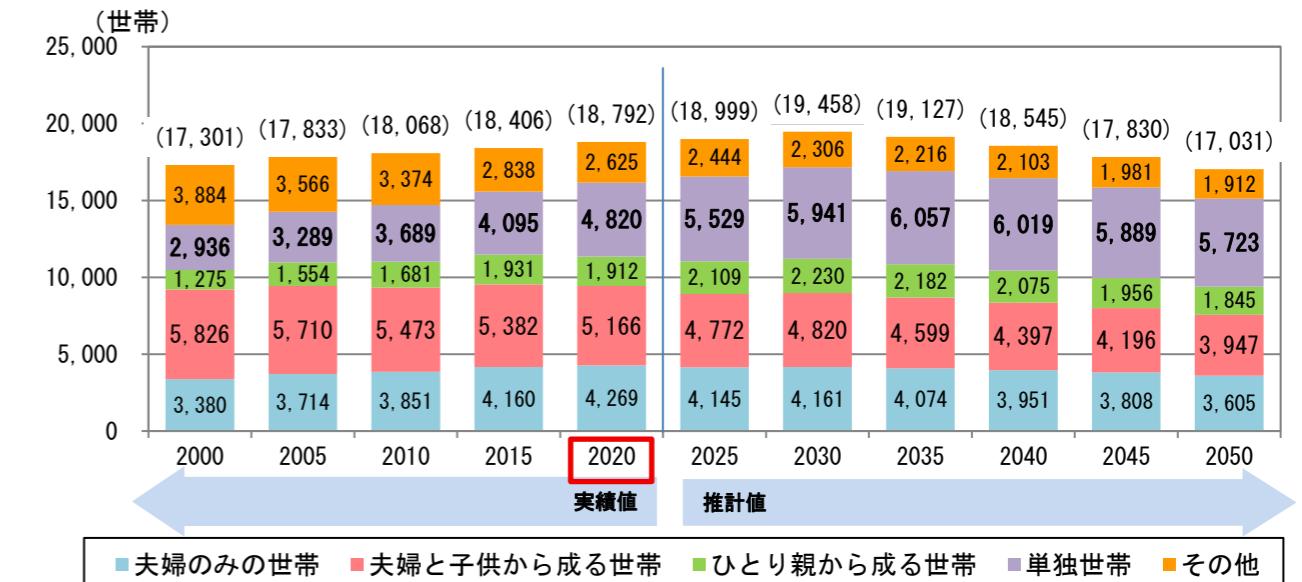


(4) 一般世帯数

1) 家族類型別世帯数

- ・一般世帯数は、2030年をピークに、減少傾向に転じます。
- ・単独世帯が増加し、2050年には全世帯数の約34%となります。一方、夫婦と子どもから成る世帯は減少する傾向にあります。

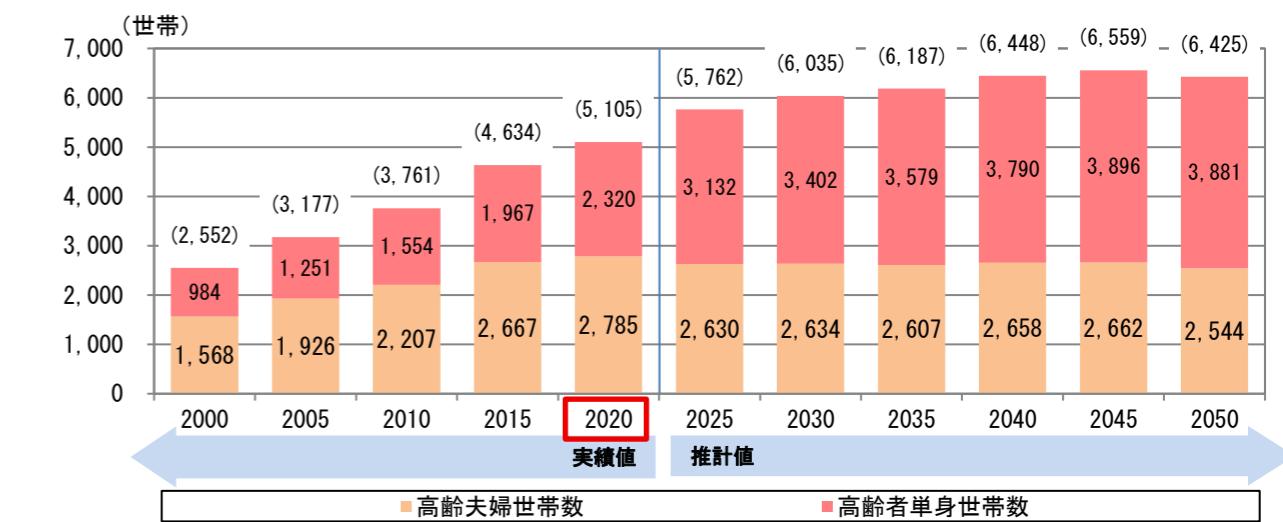
■家族類型別世帯数の推移



2) 高齢世帯数

- ・世帯数の総数が減少局面に入つても高齢世帯数は2045年まで徐々に増加する傾向にあります。
- ・高齢夫婦世帯は、2045年まで2,600世帯台で推移しますが、高齢者単身世帯数は2045年まで増加する傾向にあります。

■高齢世帯数の推移

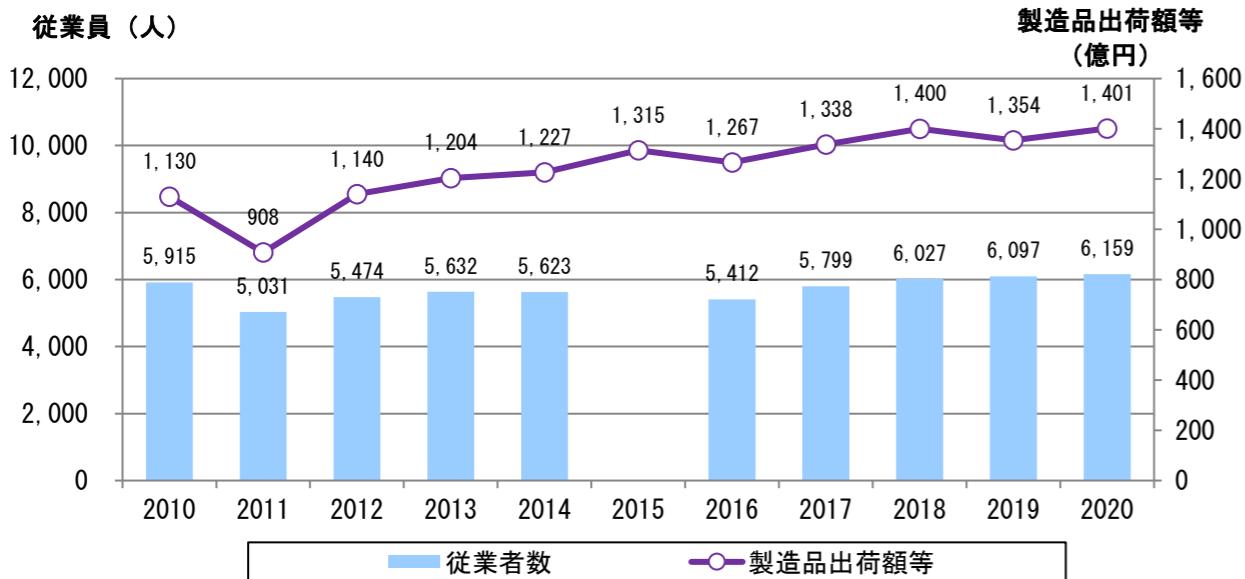


(5) 産業

1) 工業

- ・製造業出荷額等は2012年から増加傾向にあり、2017年以降は約1,400億円前後で推移しています。
- ・従業者数は2017年まで5,000人台でしたが、2018年以降は6,000人台で推移しています。
- ・事業所数は約150件前後、敷地面積は50ha台で推移しています。

■製造業出荷額等と従業者数の推移

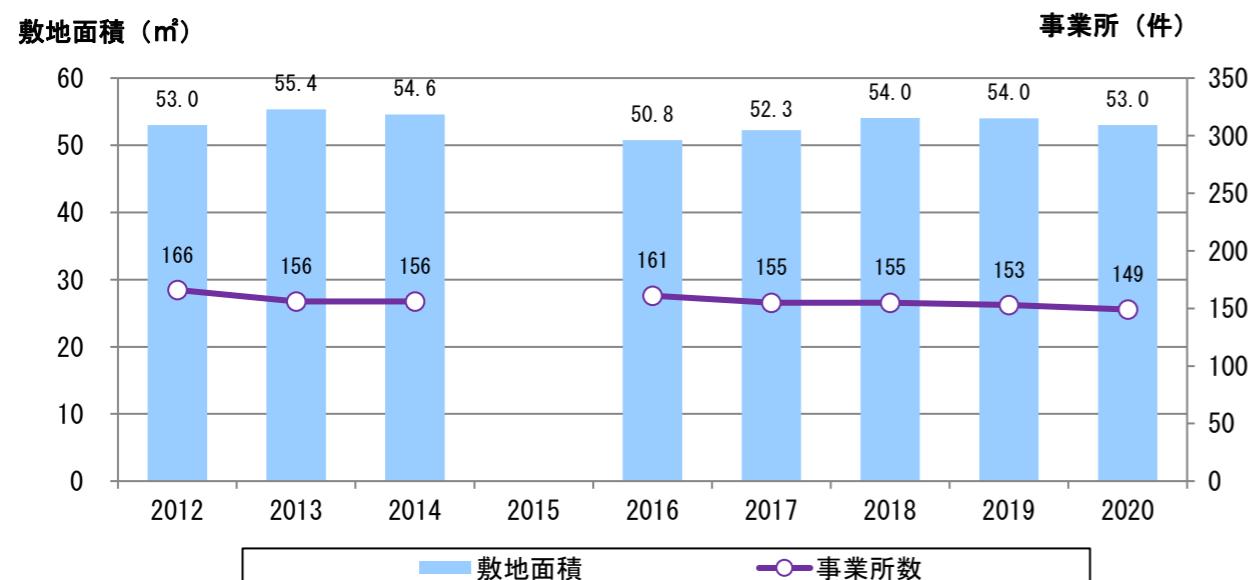


※2015、2020年の「製造品出荷額等」は、「経済センサス-活動調査」の数値、その他の年次は工業統計調査の数値

※「2015年工業統計調査」は「2016年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止

出典：経済産業省「工業統計調査」、「経済センサス-活動調査」を基に作成

■事業所数と工場敷地面積の推移



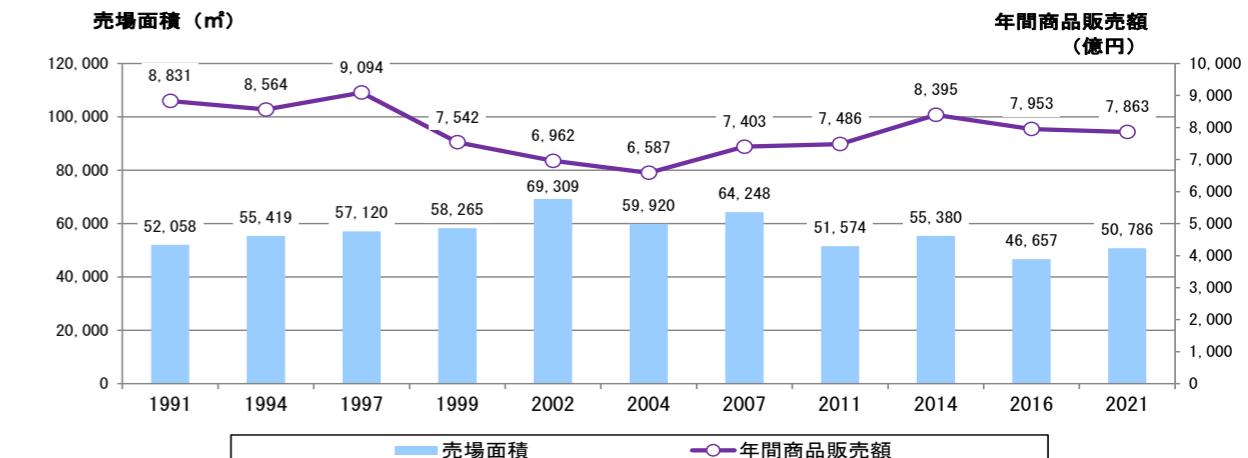
※「2015年工業統計調査」は「2016年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止

出典：経済産業省「工業統計調査」、「経済センサス-活動調査」を基に作成

2) 商業

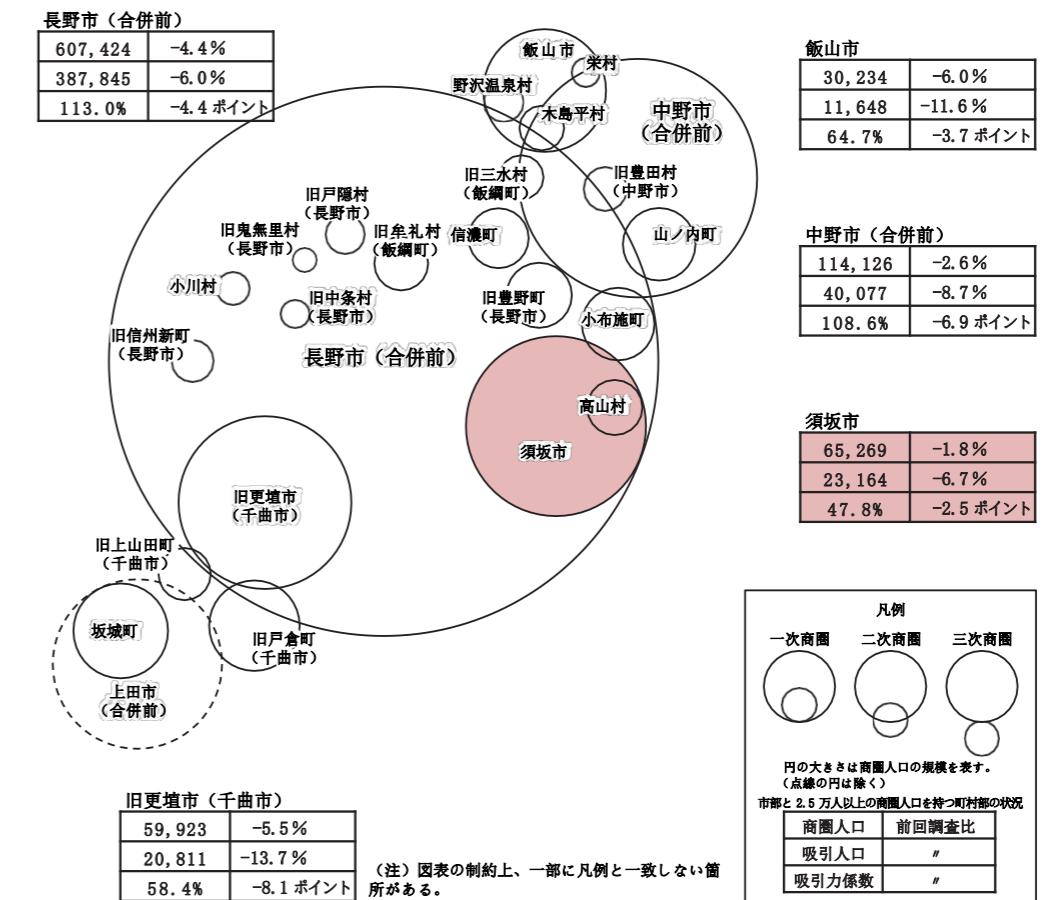
- ・商品販売額は2007年から増加傾向となり、2014年以降は8,000億円前後で推移しています。
- ・売場面積は2002年をピークに減少し、2011年以降は50,000m²前後で推移しています。
- ・須坂市商圏は、2021～2024年にかけて、商圏人口、吸引人口、吸引力係数ともにマイナスです。
- ・一方、2025年10月に須坂長野東IC周辺地区で大型商業施設が開業したことから、商品販売額及び小売業売場面積、商圏ともに向上が期待されます。

■商品販売額、小売業売場面積の推移



出典：出典：経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス-活動調査」を基に作成

■北信地区の商圏構造概念図（全品目平均）

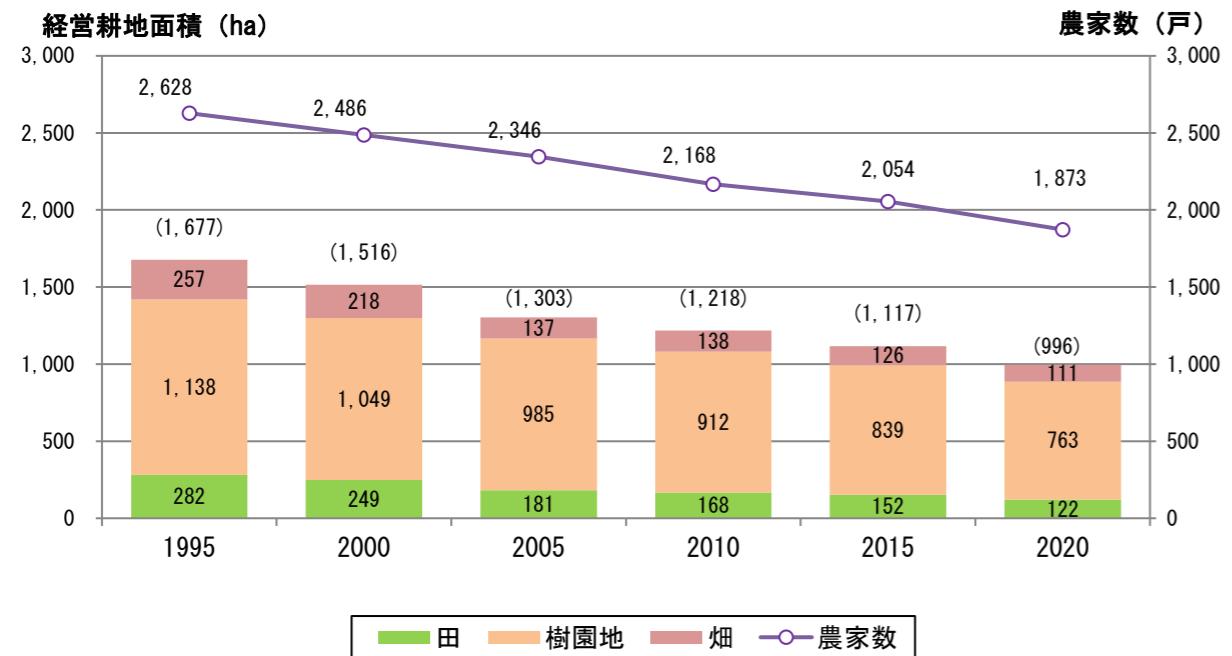


出典：令和6年度長野県商圏調査

3) 農業

- 農家数と経営耕地面積は減少傾向にあり、1995～2020年にかけて田は160ha、樹園地は375ha、畠は146ha減少しています。
- 後継者のいる農家数は減少傾向にあるほか、農業従事者に占める65歳以上の割合は増加傾向にあります。

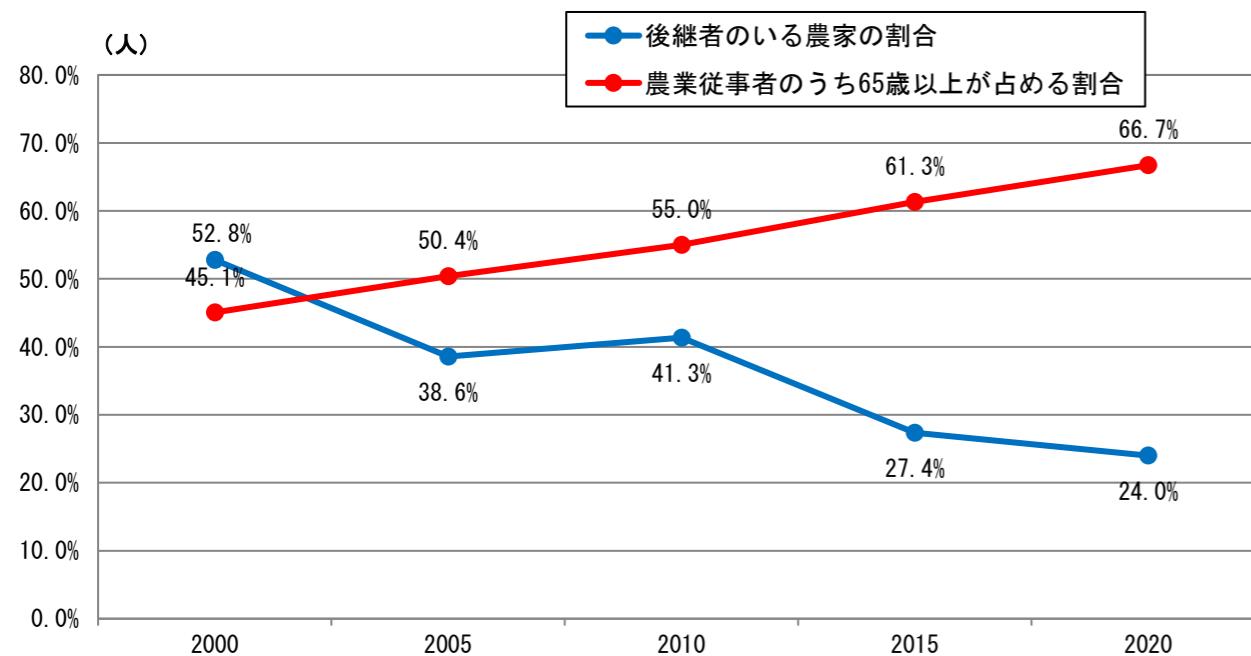
■経営耕地面積と農家数の推移



※ () 内の数値は総数

出典：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

■後継者のいる農家数と農業従事者に占める65歳以上の割合の推移

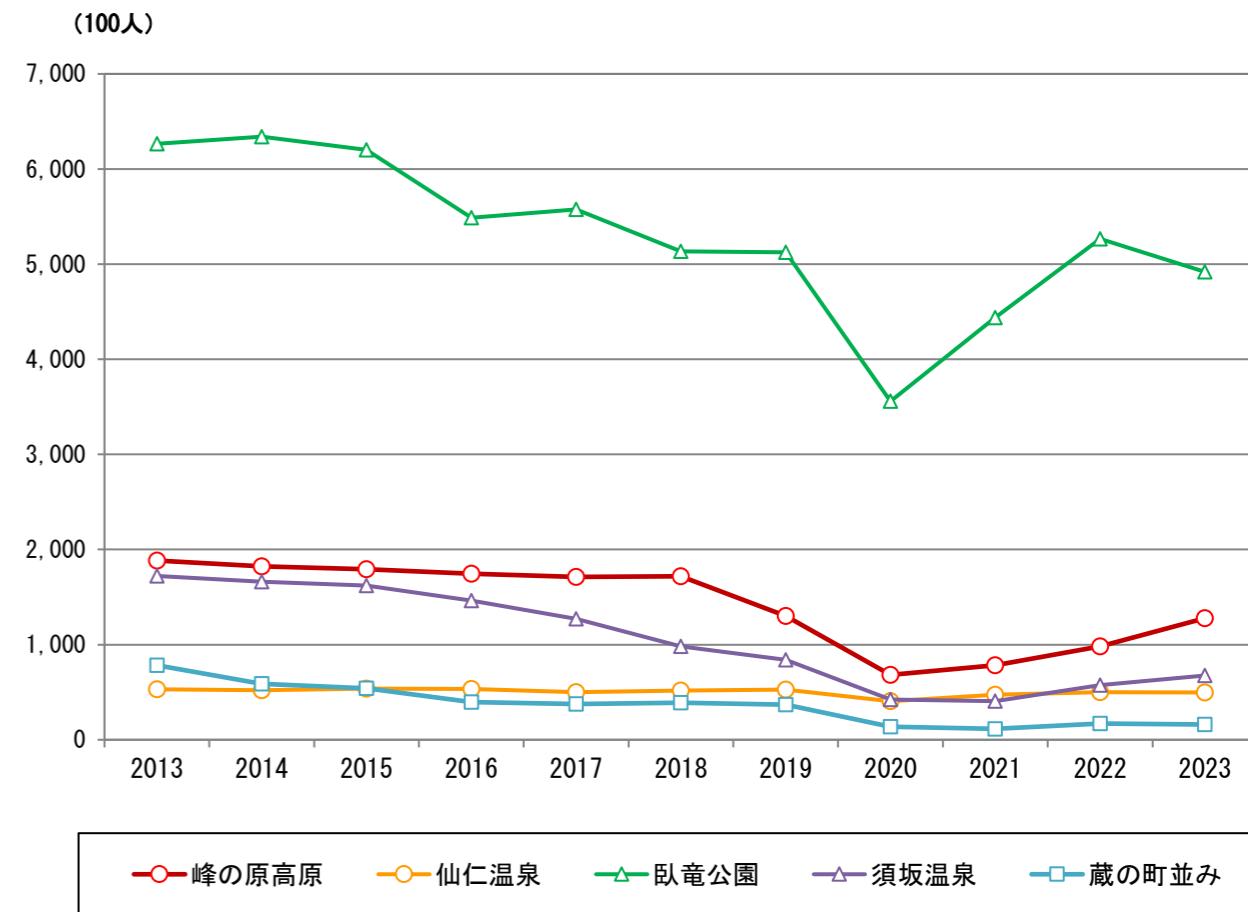


出典：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

4) 観光

- 臥竜公園の利用者数が最も多く、概ねコロナ禍（2020年）以前の状況に戻っています。
- 峰の原高原、須坂温泉の利用者は、2021年から緩やかな増加傾向にありますが、コロナ禍以前の状況には戻っていません。
- 中心市街地では重要伝統的建造物群保存地区が指定されています。まちなか観光エリアである蔵の町並みは、コロナ禍で利用者が減少してから横ばいで推移しています。
- 2025年10月須坂長野東IC周辺地区での大型商業施設の開業を契機に観光振興へつなげることが期待されます。

■観光地利用者数の推移



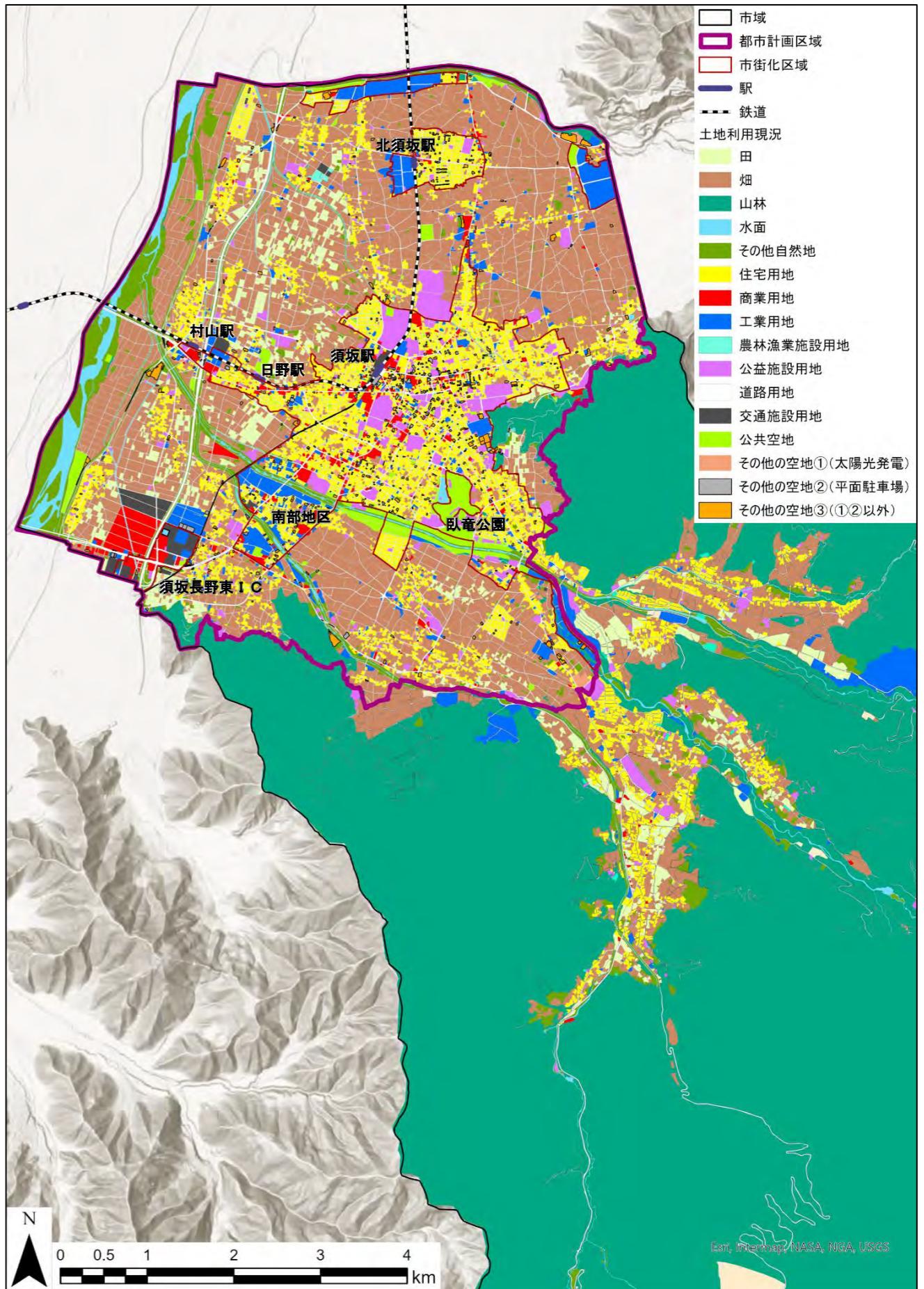
出典：商業観光課資料を基に作成

(6) 土地・建物

1) 土地利用分布

- ・商業地は、須坂駅東側の古くからの市街地、南部地区に大規模施設が立地しています。
- ・住宅地は市街化区域のほぼ全域に分布し、特に中心市街地では密度の高い市街地を形成しています。
- ・須坂長野東IC周辺では、商業・工業用地の開発が進展しています。
- ・市街化調整区域は、畠を中心とした土地利用となっており、千曲川寄りの低地に多く分布しています。
- ・都市計画区域外は、大半は山林に覆われています。

■土地利用分布

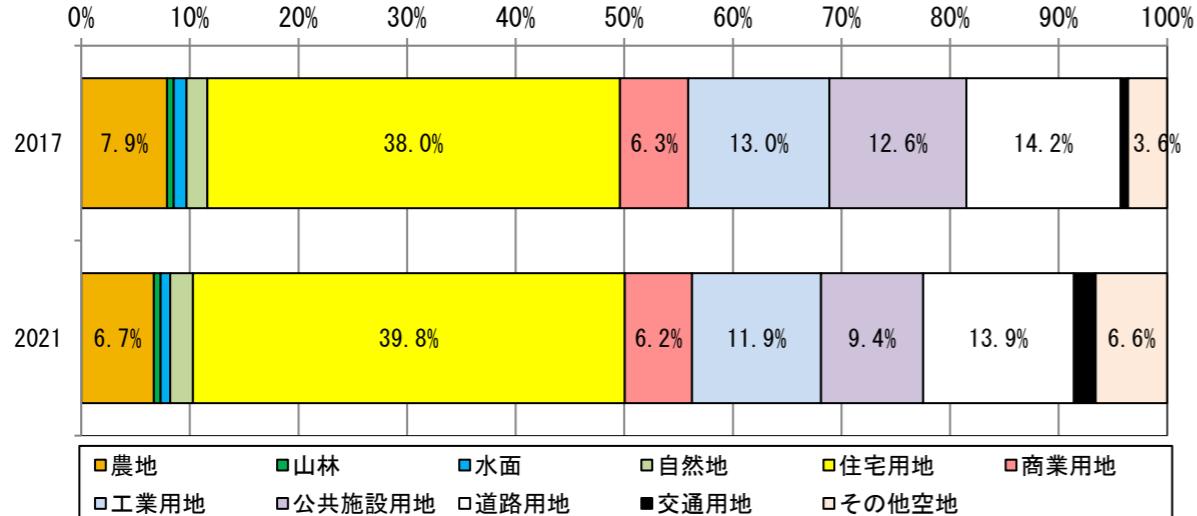


出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書」を基に作成

2) 土地利用の変化

- ・2021年の市街化区域の宅地利用は、住宅用地が39.8%と最も多く、工業用地が11.9%、公共施設用地が9.4%、商業用地が6.2%となっています。
- ・市街化区域内には農地が6.7%を占めているほか、その他の空地は6.6%を占めており、市街化区域内に残存する開発余地は13.3%となっています。
- ・2017年と2021年の土地利用構成の変化を見ると、農地、公共施設用地の割合が減少する一方、住宅用地の割合が増加しています。

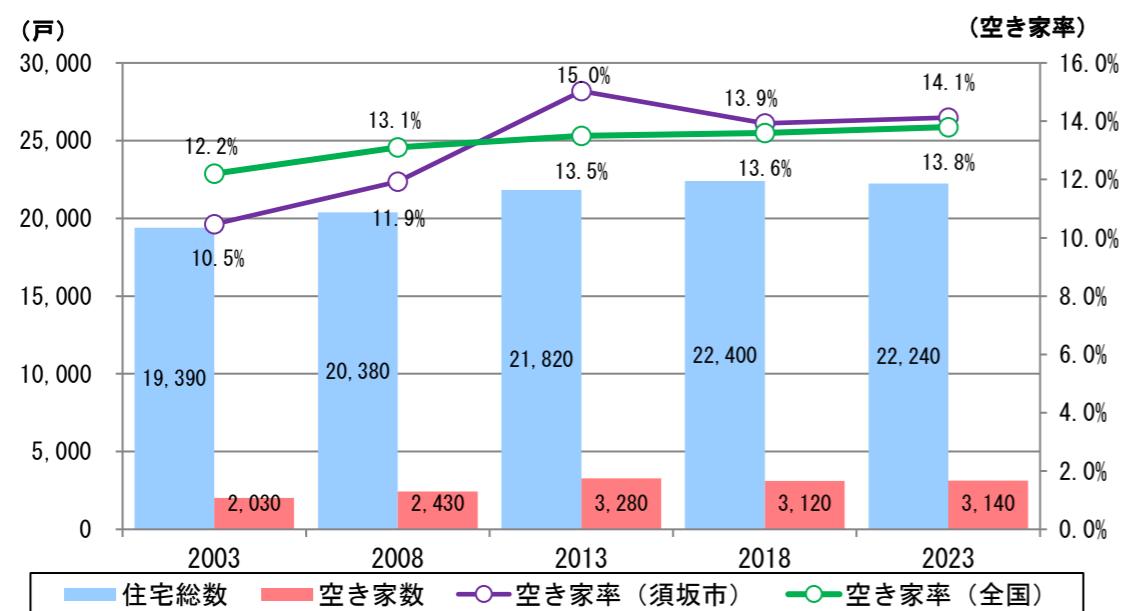
■市街化区域の土地利用構成



出典：長野県・須坂市「須坂市都市計画基礎調査報告書」を基に作成

3) 空き家

- ・住宅数は2018年まで増加で推移し、2018～2023年は微減となっています。
- ・空き家数は2013年から3,000戸台で推移し、空き家率は2023年には14.1%と全国平均よりも高い水準となっています。



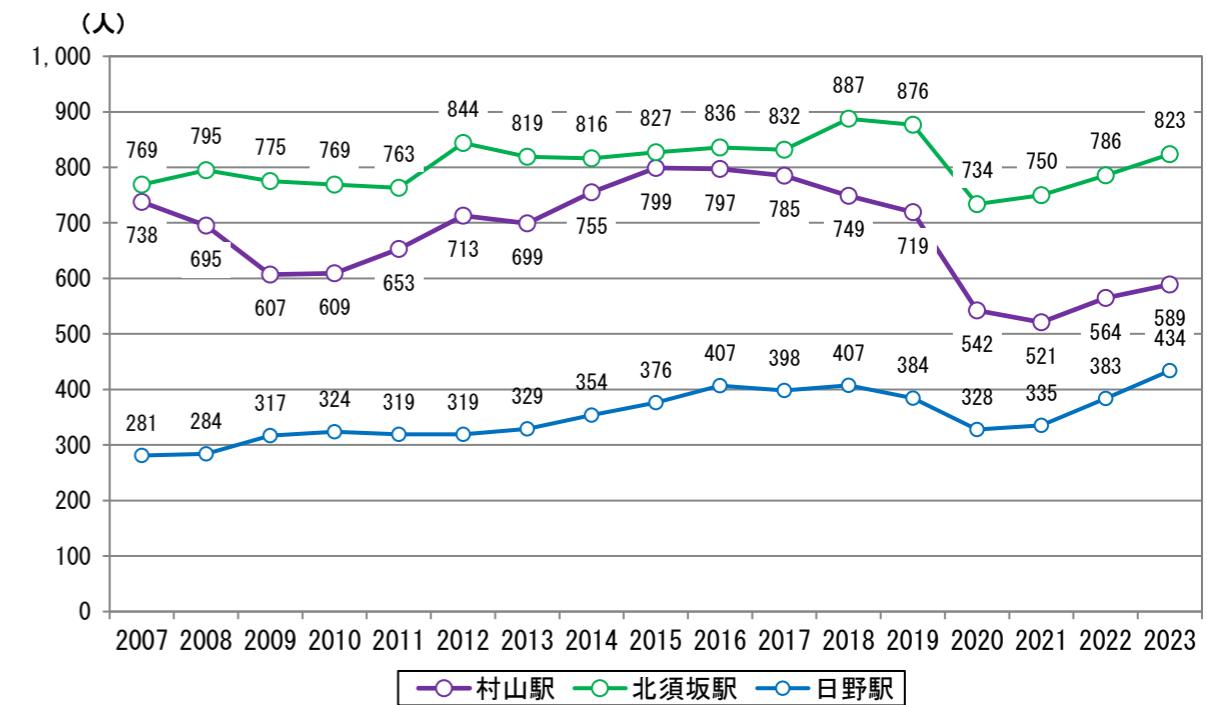
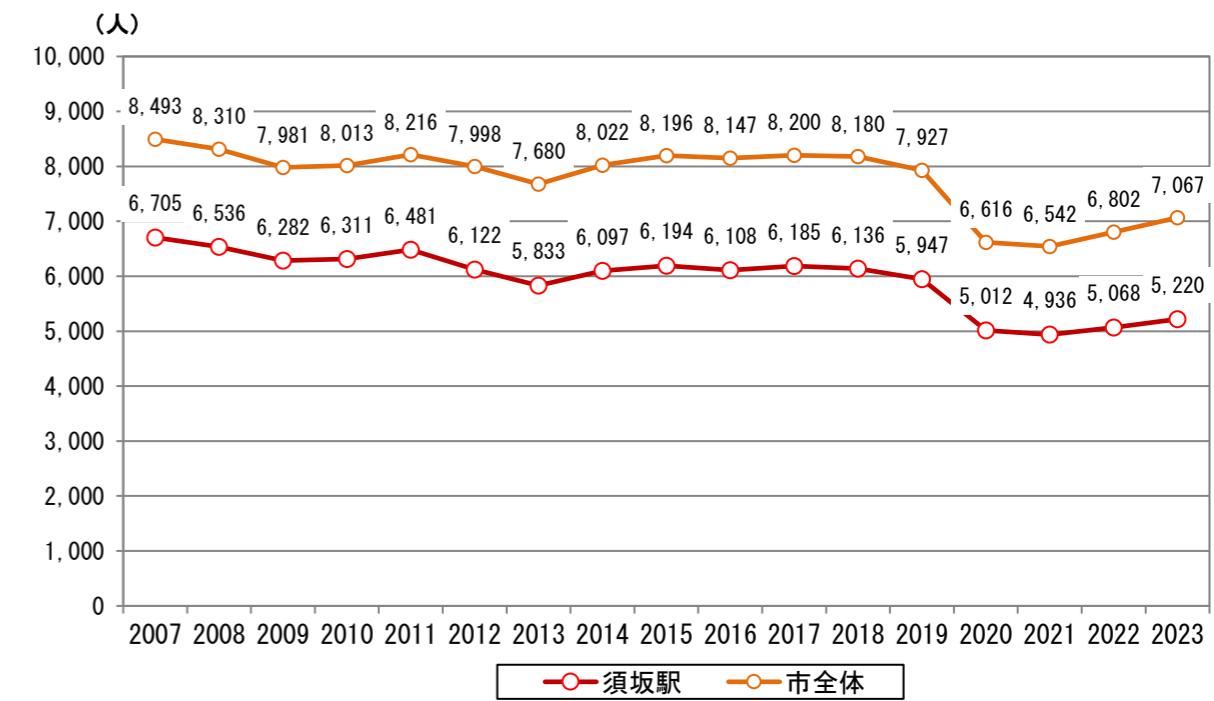
出典：総務省「住宅・土地統計調査」を基に作成

(7) 公共交通

1) 鉄道

- ・市内に鉄道駅は4駅あり、須坂駅の乗降客数が最も多くなっています。
- ・鉄道乗降者数はコロナ禍の2020年に減少し、以降は回復しているものの、コロナ禍以前の状況には戻っていません。

■鉄道乗降者数（日平均）の推移

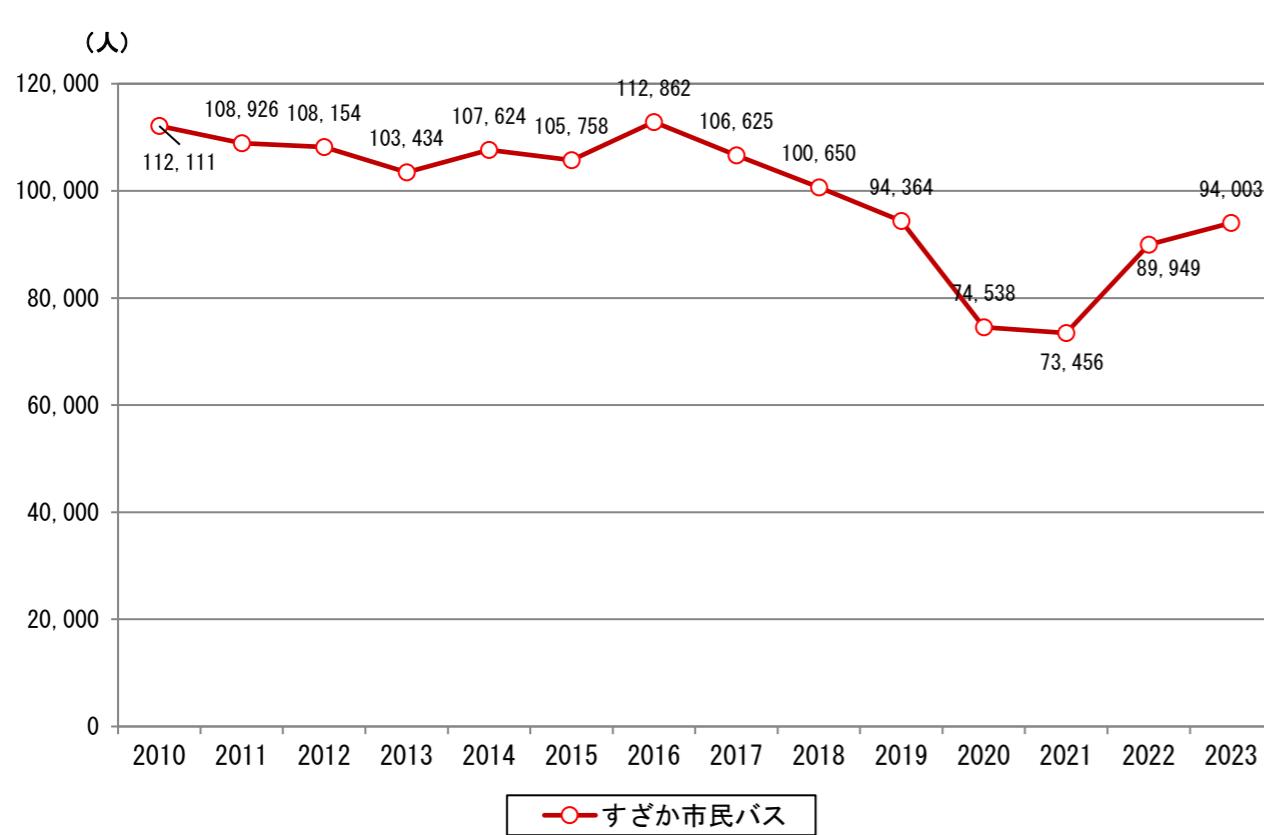


出典：長野電鉄株式会社資料を基に作成

2) すざか市民バス

- 須坂市地域公共交通会議が運営する「すざか市民バス」は、2010～2016年は10万人以上の利用者数を維持し、概ね横這いで推移していました。
- 2017年以降は減少傾向となり、2019年は10万人を下回り、2020・2021年はコロナ禍の影響により、利用者数は7万人台まで低下しましたが、2022年からは回復傾向となり、2023年は約9万人となっています。

■すざか市民バス利用者数の推移



※2009年10月より運用開始

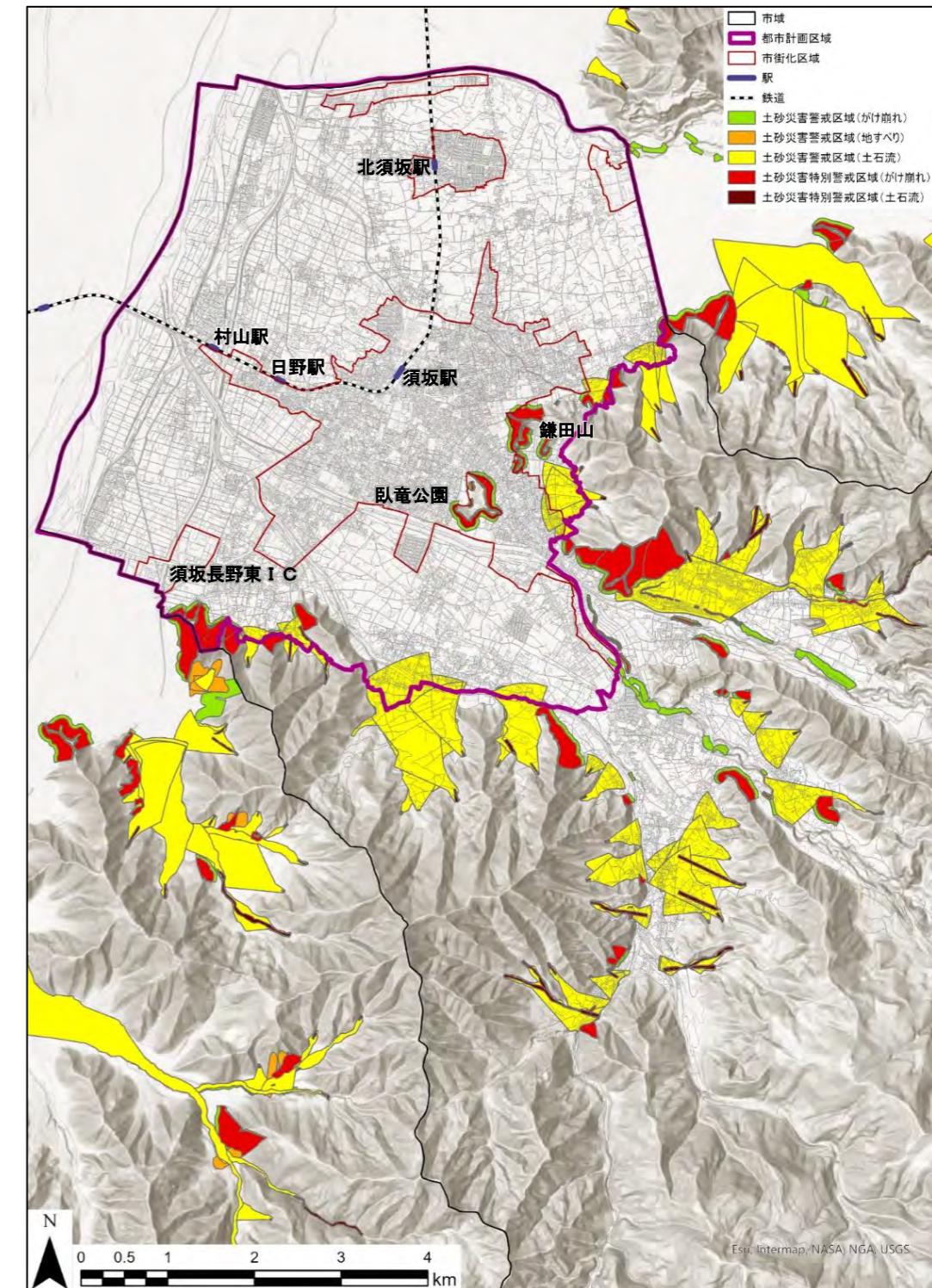
出典：須坂市市民課資料を基に作成

(8) 防災

1) 土砂災害

- 市域内の渓流は急峻で崩壊しやすいため、異常豪雨によって土石流災害が発生するおそれがあり、都市計画区域外の山地部において、土砂災害警戒区域（土石流）の面的な分布が見られます。
- 市街化区域では、臥竜山や市街化区域に接する鎌田山の山裾において、土砂災害特別警戒区域が分布しています。

■土砂災害の危険区域の分布

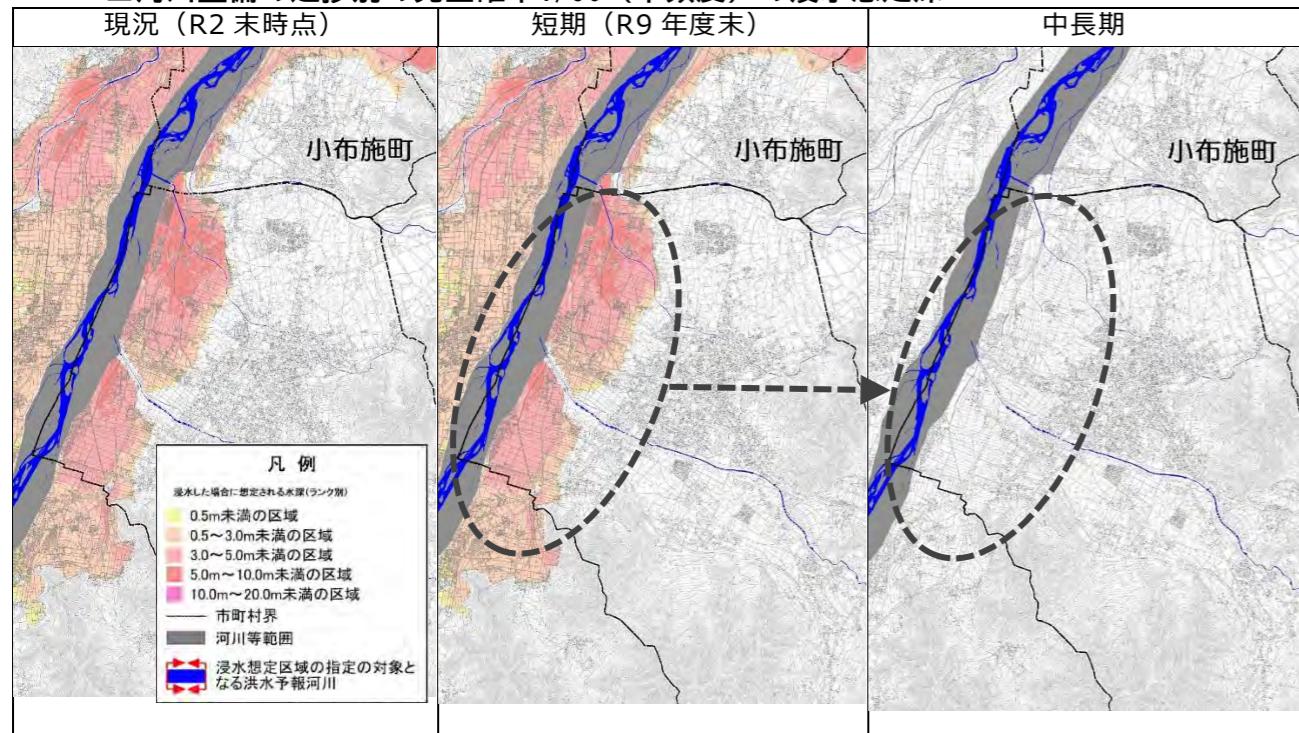


出典：「土砂災害（須坂市全域）」を基に作成

2) 浸水

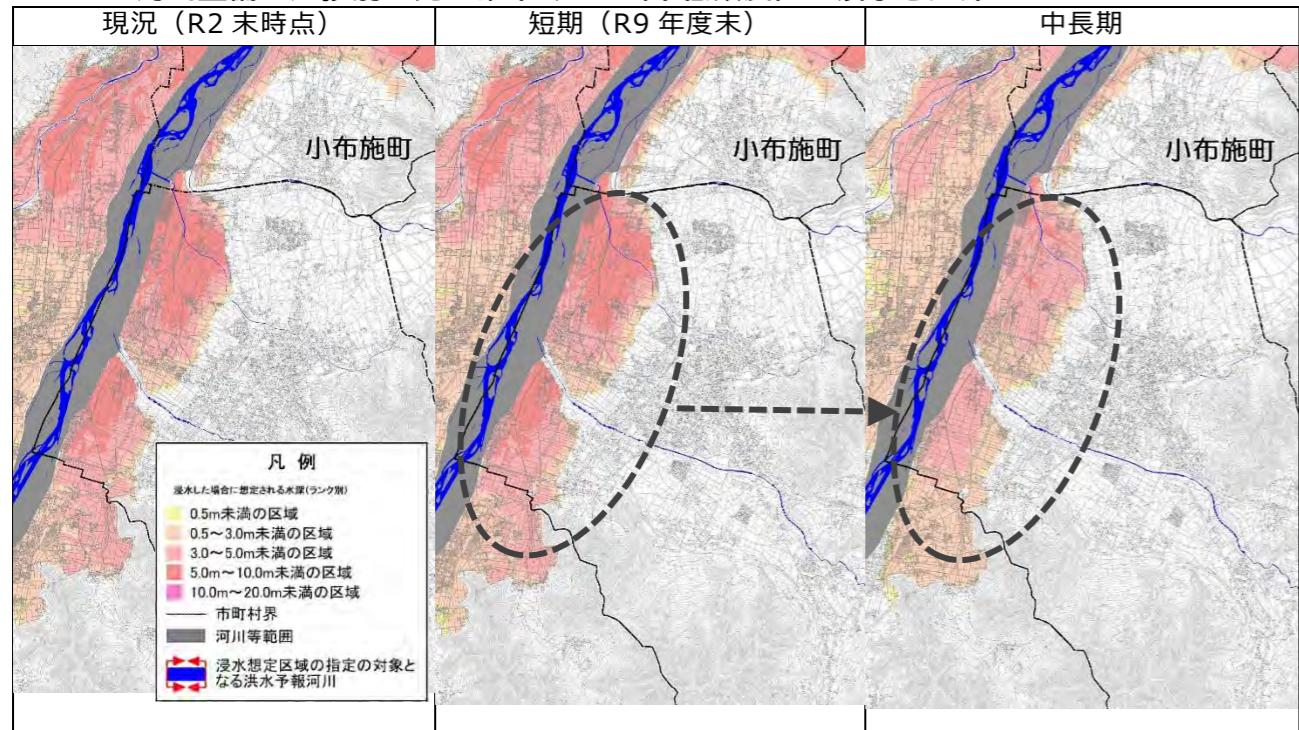
- ・発生確率（毎年1年間にその規模の洪水が発生する確率）1/50の浸水被害は、河川整備の進捗により中長期には解消される見込みです。
- ・発生確率1/100の浸水被害は、河川整備の進捗により中長期には浸水深5.0m以上の区域が減少する見込みです。

■河川整備の進捗別の発生確率1/50（中頻度）の浸水想定深



出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（令和5年3月）」を基に作成

■河川整備の進捗別の発生確率1/100（中低頻度）の浸水想定深



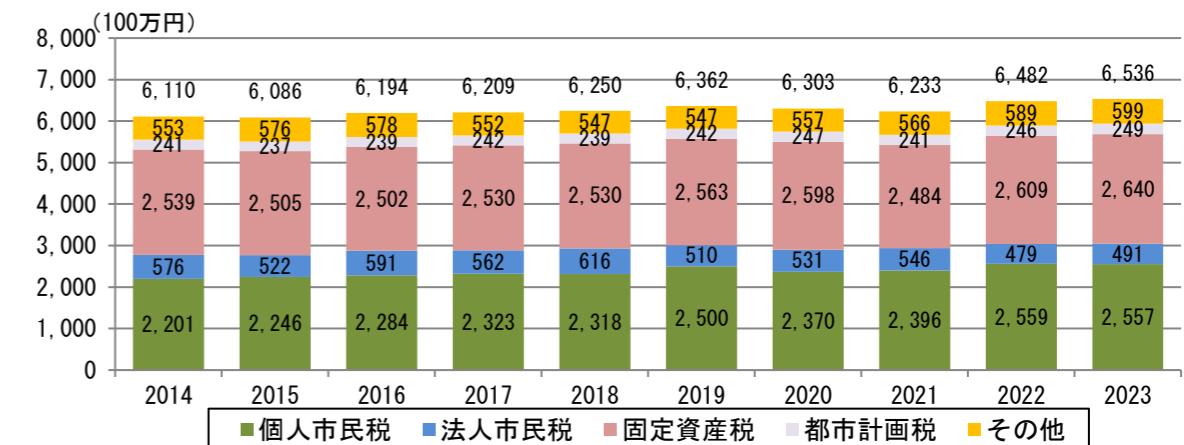
出典：国土交通省千曲川河川事務所「多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（令和5年3月）」を基に作成

(9) 財政

1) 市税収入

- ・本市の市税収入の内訳は、固定資産税と個人市民税が中心です。
- ・過去10年間の推移を見ると、約60億円台で推移しています。
- ・今後、生産年齢人口の減少は、就業者数及び給与所得水準の低下を通じて、所得課税ベースを縮小させる要因となり、中長期的には個人市民税の減少圧力として作用する可能性があります。
- ・また、空き家・空き地等の低未利用地が増加することにより、資産価値の下落や建物の滅失等を通じて土地・家屋の課税標準が縮小し、中長期的には固定資産税及び都市計画税の減収要因として作用する可能性があります。

■市税収入の推移



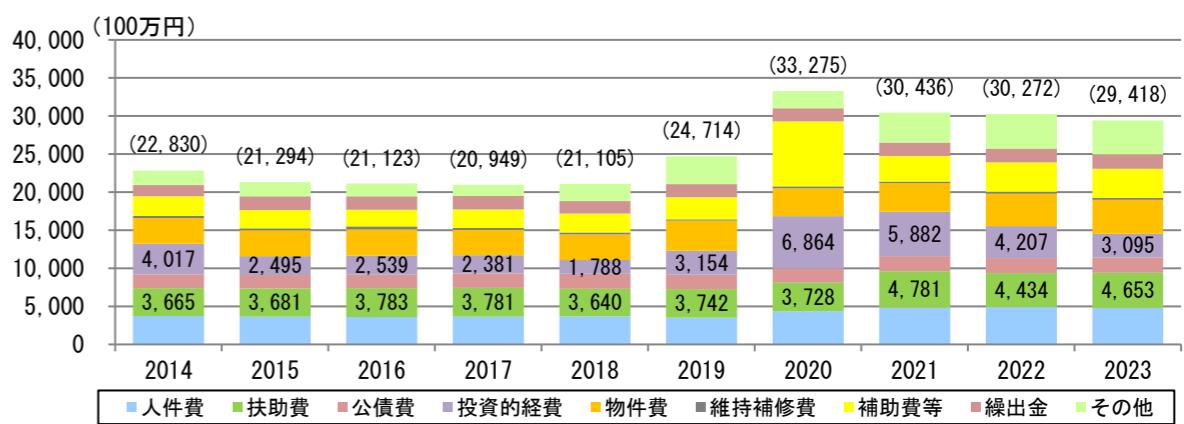
※（ ）内の数値は総数。

出典：須坂市財政課資料を基に作成

2) 嶸出

- ・歳出は、2020年度（新型コロナウイルス感染症対策事業の実施や学校給食センター建設などにより例年より増加）に増加して以降、300億円前後で推移しています。
- ・今後は少子高齢化の進展により、現役世代の縮減と高齢者人口の増加が同時に進むことで、扶助費を中心とした社会保障関連経費の増加が見込まれ、投資的経費や維持修繕費など施設・インフラに関する歳出を確保することが難しくなる可能性があります。

■性質別歳出の推移



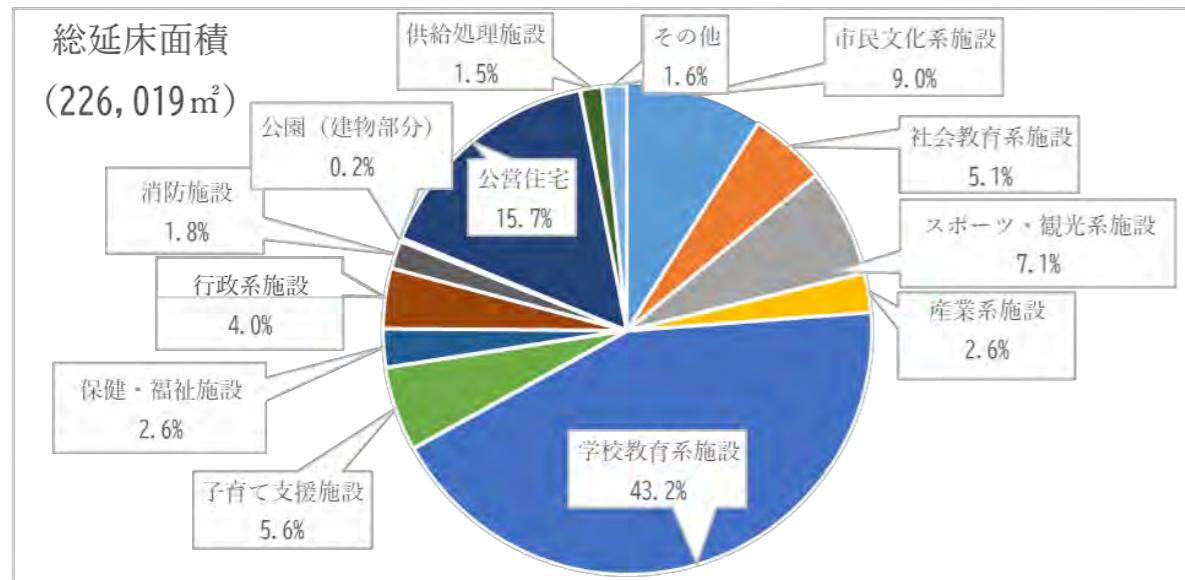
※（ ）内の数値は総数。

出典：須坂市財政課資料を基に作成

3) 公共施設・都市基盤施設の老朽化

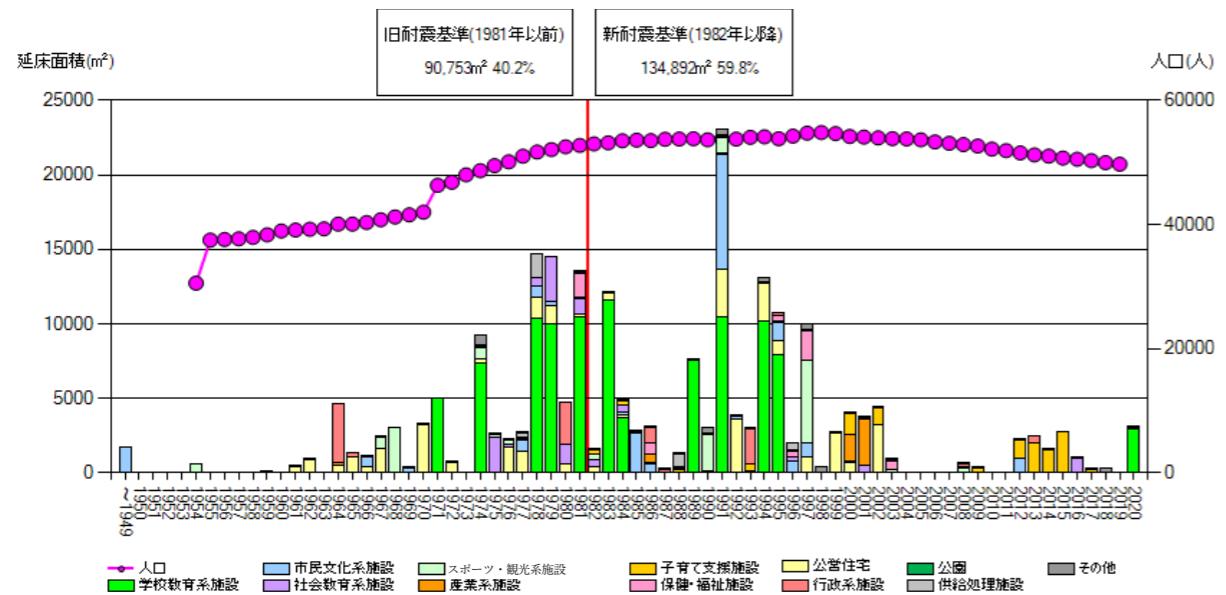
・本市においては、1971年から1997年の間に多くの施設を建築しており、今後、多くの施設において大規模改修や建替えの必要性が発生する見込みです。

■施設類型別延床面積割合 (2021年末・普通財産は除く)



出典：須坂市公共施設等総合管理計画（2022年3月改訂）

■築年別整備状況



出典：須坂市公共施設等総合管理計画（2022年3月改訂）

2 須坂市の都市づくりを取り巻く課題の検証

現行プランに記載されている課題		改訂プランにおける課題認識
土地利用	市街地における土地の有効利用、中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地は、「蔵の町」として良質な特色ある市街地を形成 買物・交流する商業・交流機能の集積は必ずしも十分ではなく、<u>活力・賑わいが不足</u> 駐車場などの<u>低未利用地の高度・有効利用</u>を促進することや、<u>歴史的な資源を活用した魅力的な中心市街地を創出</u>することが課題
	持続的発展に向けた産業の受け皿の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本市の持続的な発展を実現するためには、新規移住者や企業などの進出の受け皿となる新たな住宅用地や産業用地の確保が必要 須坂長野東IC周辺は一定の産業集積はあるものの、休耕地を含む農地が広がっており、人や物が集まる交通結節点としての機能が活かされていない状況 <u>須坂長野東ICや既存工業団地周辺に、新たな産業・交流機能の集積</u>ができるよう、土地利用の転換を検討・誘導していくことが課題
道路・交通	拠点となる地域へのアクセスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な発展を実現するためには、土地利用や主要な都市機能を担う拠点を有機的に結びつける道路ネットワークの構築が求められる 集約型都市構造を構築するために、<u>市内の主要な区域に形成される拠点の相互連携と周辺部から円滑にアクセス</u>できる道路ネットワークを構築していくことが課題
	公共交通のサービス水準の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通は少子高齢化の進展や環境負荷の低減への要請などから、<u>鉄道やバスの他、デマンドタクシーなどの利用促進</u>が求められている 本市の実情や市民のニーズを的確に把握しながら、<u>公共交通サービス水準の維持・向上</u>を検討していくことが必要
	安全で快適な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 通行量の多い幹線道路に歩道が設置されていない箇所があるため、主要な道路における歩道整備や、住宅地への自動車の流入を抑制し、<u>歩行者の安全性の確保</u>を図っていくことが課題 中心市街地などでは、自動車に過度に依存しない暮らしや、観光振興のための快適な歩行空間の確保も課題
都市環境	身近な公園・緑地の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 本市の公園は、ほぼ充足していることから、今後は<u>地域住民による維持・管理</u>の推進が課題 公園と百々川をはじめとした河川緑地や寺社等を散策路で繋ぐなど、<u>公園・緑地のネットワーク化による快適な環境づくり</u>が課題
	豊かな自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 市内を流れる多くの河川や森林・樹林地の一帯については、<u>豊かな自然資源として保全と活用</u>が課題
都市景観	豊かな自然景観の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 本市の豊かな樹林地等の景観、百々川をはじめとする河川景観、田園風景などの豊かな自然景観は、農林業の生産基盤、観光やレクリエーションの場、水源涵養などの<u>多面的な機能の保全を図るとともに、積極的に活用</u>していくことが課題

現行プランに記載されている課題		改訂プランにおける課題認識
都市景観	都市の魅力を高める景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、蔵の町並み、田園風景、雄大な山地や河川など、四季折々の変化に富んだ豊かな自然に恵まれ、先人が築いてきた歴史的な資産や独自の文化が多く残されている これらの<u>多彩で魅力的な景観を保全</u>するとともに、本市のイメージ形成・向上に向けて、<u>積極的かつ計画的な景観づくり</u>を進めることが課題
都市防災	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地震、集中豪雨による河川の氾濫や山崩れなどの災害が頻発しており、市民の自然災害に対する安全性への関心が高まっている 土地利用や都市施設などの<u>都市計画の観点から、長期的視点に立って災害に強いまちづくりに取り組む</u>ことが課題
生活環境整備	子育てしやすく、高齢者に優しい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な人口減少社会の到来に備え、特に<u>子育て世代の地元での定着や移住促進を図るため、子育てしやすい環境づくり</u>が課題 少子高齢化等に対応し、<u>移動や施設利用する際に障害がない環境づくり</u>が課題

第3章 | 将来都市構造の改訂の方向性

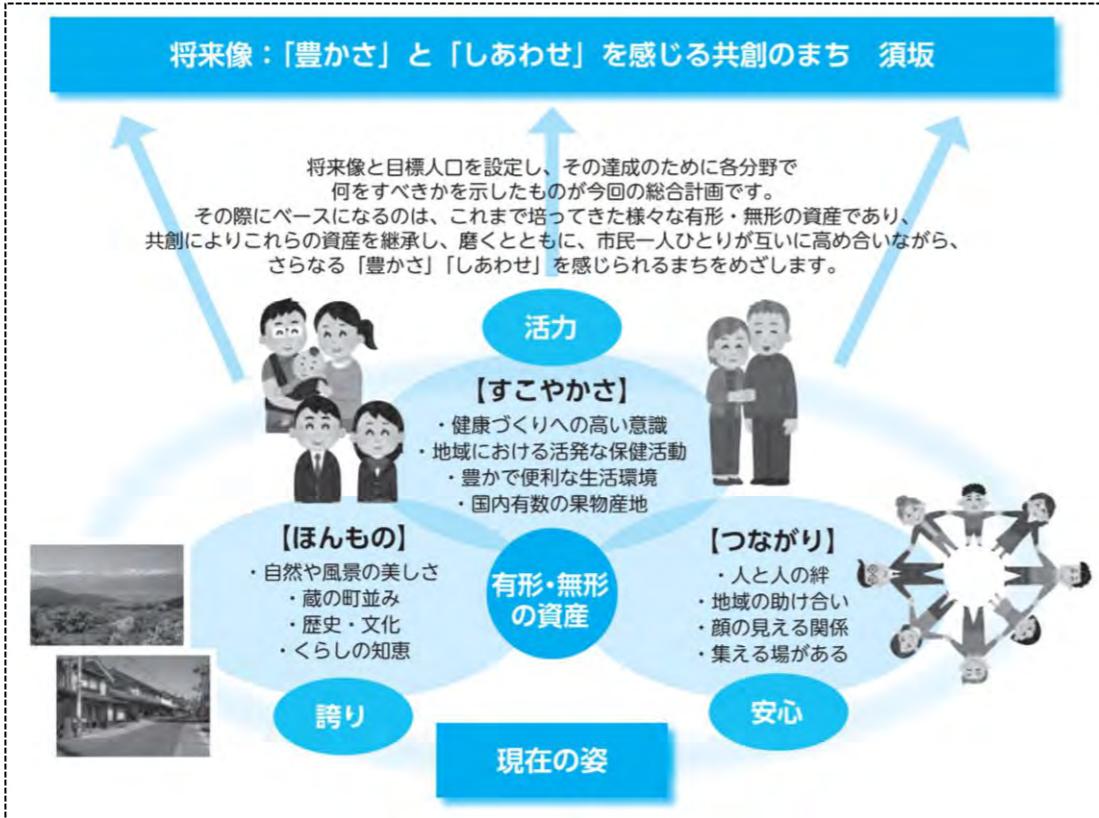
1 まちづくりの目標

- ・現行プランのまちづくりの目標は、第五次須坂市総合計画を踏まえた内容であったことから、今回の改訂では第六次須坂市総合計画を踏まえた内容とします。

将来像 「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂

本市がめざす究極の目標は、市民一人ひとりの「豊かさ」と「しあわせ」です。一人ひとりにとって「ありたい」目標は異なっていても、それぞれが多様性を生かし、切磋琢磨し協力することで、「豊かさ」や「しあわせ」の実感を共有することができます。これまでに蓄積してきた有形・無形の資産を活かして「豊かさ」と「しあわせ」を実感できるまちを創りあげることで、この地を愛する人や企業を集めさせていくことが、須坂市の地方創生です。市民・企業・活動団体・行政が連携し、有形・無形の資産を時代変化に対応した新たな価値に高めるべく、様々な挑戦を重ねていきます。

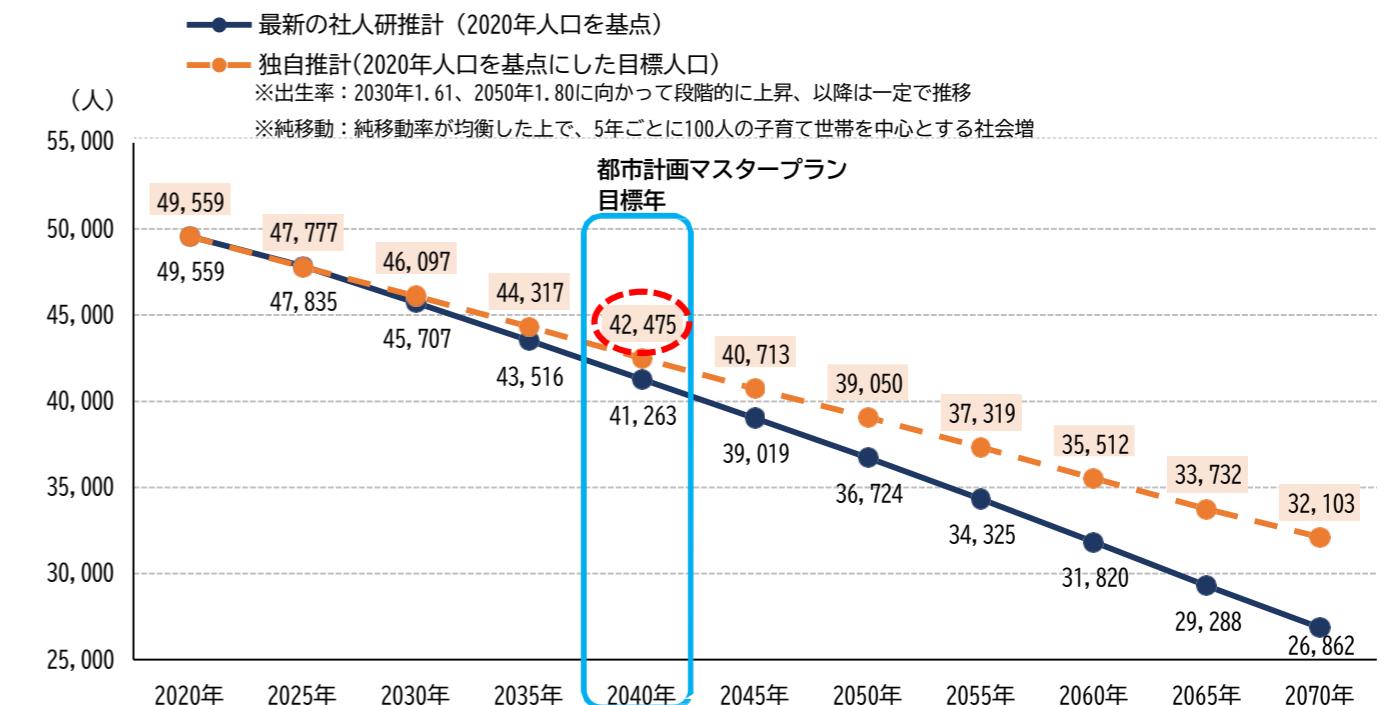
【参考】将来像設定のイメージ～第六次須坂市総合計画より



2 将来目標フレーム

- ・須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図ります。
- ・素案段階の将来人口は、都市計画マスターplanの目標年である2040年を42,475人としています。

■須坂市の将来人口推計



出典：須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

3 将来都市構造

(1) ゾーン

- ・市街地、農地・集落、山地といった土地利用の基本的な枠組みは、今後とも維持することとし、現行プランを踏襲します。

(2) 抛点

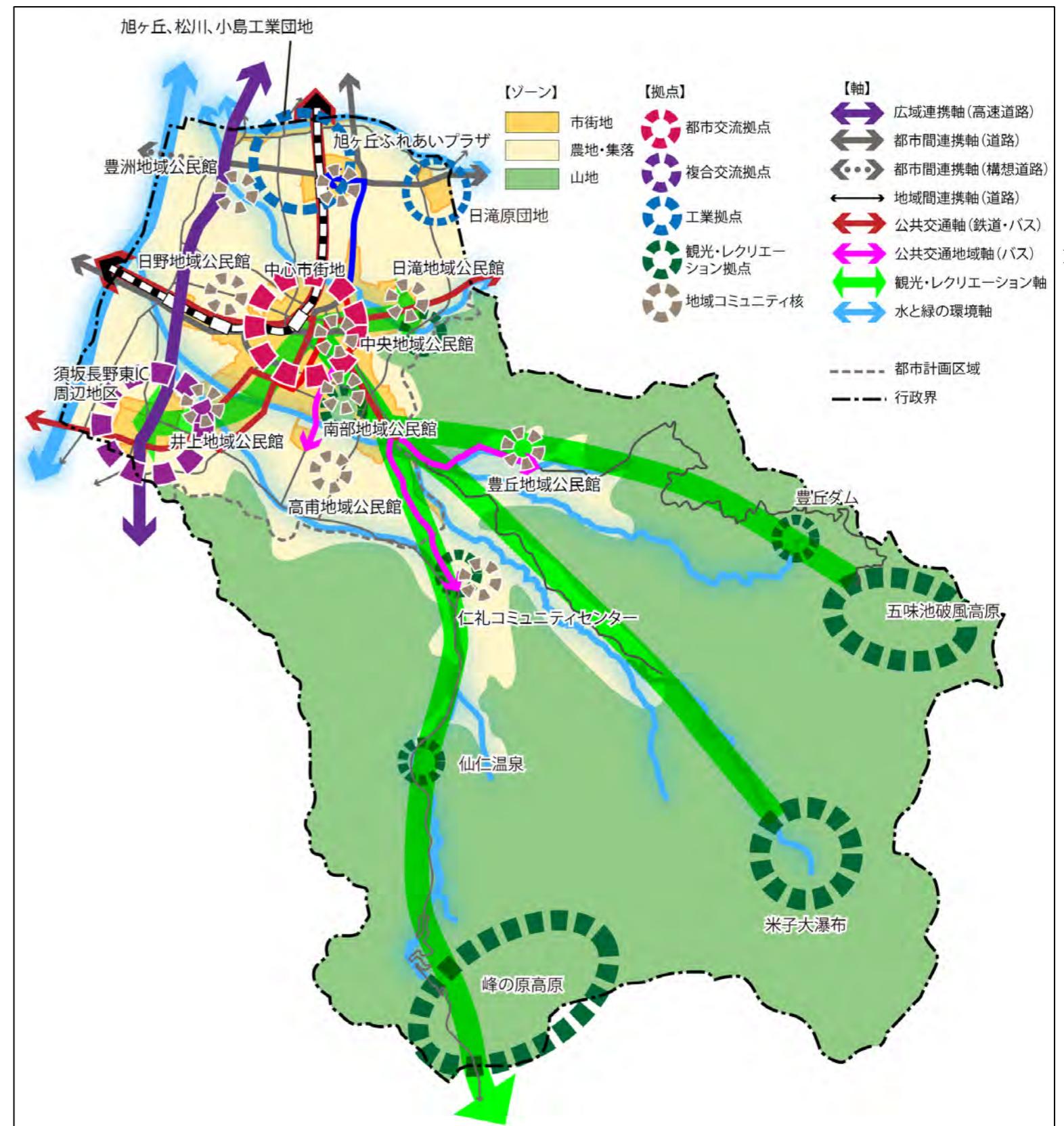
- ・都市レベルの拠点は、引き続き、中心市街地を都市交流拠点、須坂長野東IC周辺地区を複合交流拠点（現行プランでは「新」が付いていたが、既に多くの施設が立地していることから「新」の文字は削除）、既存工業団地等を工業拠点、本市の代表する観光資源を観光・レクリエーション拠点とします。
 - ・地域レベルの拠点は、本市において、公民館を核とした身近な生活圏づくりを進めていることを踏まえ、公民館を核とした拠点を踏襲します。

(3) 軸

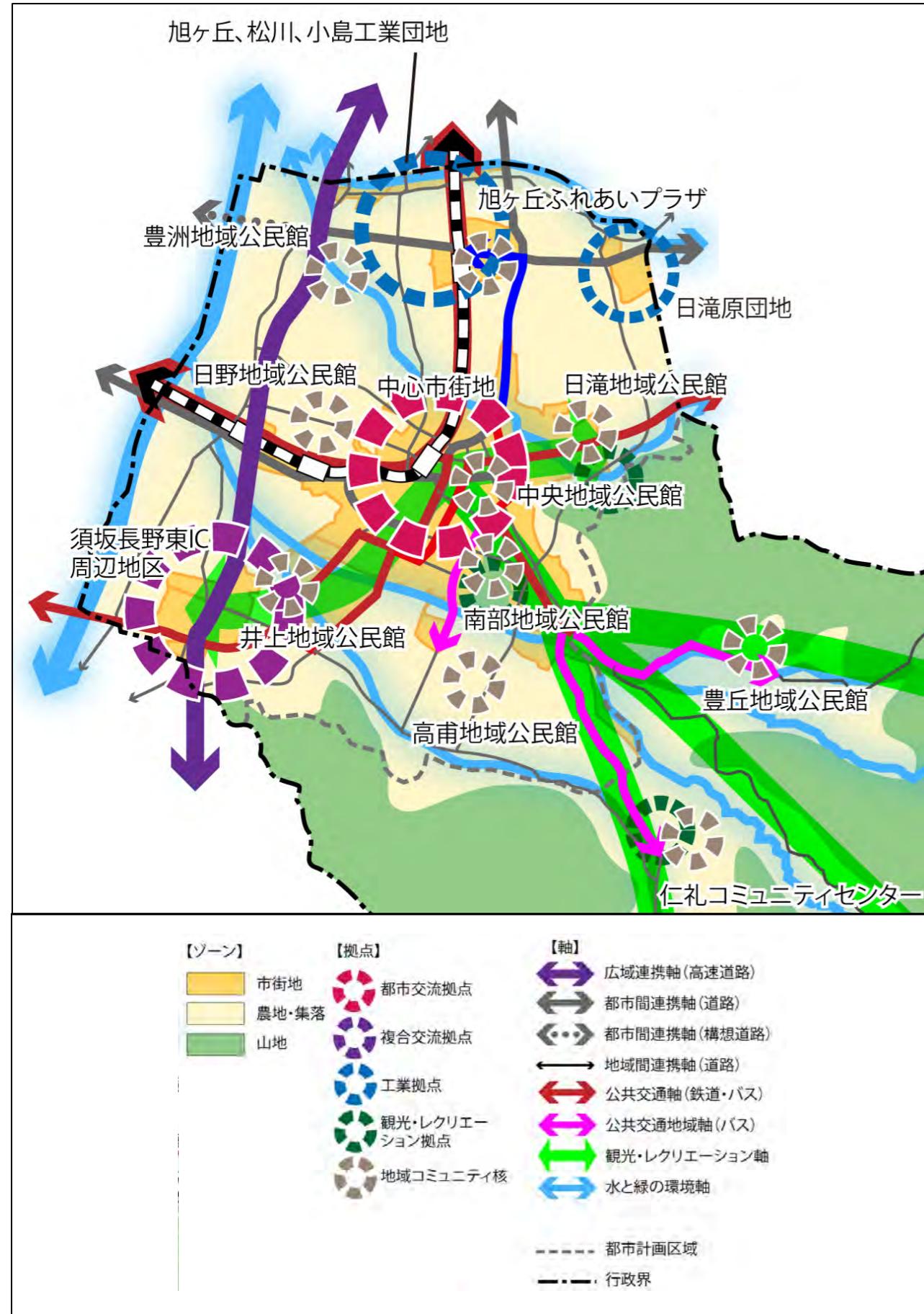
- ・都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画との整合を図るとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指すことを強調する趣旨から、公共交通軸及び公共交通地域軸を位置づけます。
 - ・現行プランの道路を基本とした「軸」は、従来、概念的な線として表現されていましたが、公共交通軸及び公共交通地域軸と同様に、軸を構成する道路を明確にします。
 - ・自然環境がもつ多面的な役割を踏まえ、河川を骨格とした水と緑の環境軸を設定します。

ゾ ン	市街地	市街化区域を基本に都市的な土地利用を図るエリアを位置づけ
	農地・集落	市街化調整区域及び都市計画区域外の農業的土地利用を図るエリアを位置づけ
	山地	都市計画区域外の森林等の自然環境を保全・活用するエリアを位置づけ
拠 点	都市交流拠点	歴史文化的な環境と都市機能の集積を生かす中心市街地を位置づけ
	複合交流拠点	工業・物流、商業等の複合機能が集積効果を高める須坂長野東IC周辺地区を位置づけ
	工業拠点	既存の旭ヶ丘地区、松川及び小島地区の工業団地一帯と既存の日滝原産業団地を産業振興のための工業拠点として位置づけ
	観光・レクリエーション拠点	峰の原高原、豊丘ダム、五味池破風高原、米子大瀑布、臥竜公園、須坂温泉、仙仁温泉等の観光振興をけん引する地域資源を位置づけ
	地域コミュニティ核	身近な範囲で住民間の交流を育む地域公民館を中心としたエリアを位置づけ
軸	広域連携軸	複合交流拠点を基軸に、上信越自動車道を位置づけ
	都市間連携軸	国道403号、国道406号、主要地方道長野須坂インター線、主要地方道須坂中野線等の広域的な道路を位置づけ
	地域間連携軸	観光・レクリエーション拠点以外の市内の拠点を連絡する道路を位置づけ
	公共交通軸	人口や都市機能を誘導する幹線的な公共交通として、長野電鉄長野線及び都市間を連絡するバス、すざか市民バスの利用が集中する区間を位置づけ
	公共交通地域軸	地域コミュニティ核と公共交通を連絡するバス路線を位置づけ
	観光・レクリエーション軸	複合交流拠点、都市交流拠点、観光・レクリエーション拠点を連絡する道路を位置づけ
	水と緑の環境軸	千曲川及びこれに流入する松川、八木沢川、百々川、鮎川等の河川及び川沿いを位置づけ

■将来都市構造（市域全体）



■将来都市構造（都市計画区域等の拡大）



第4章 | 分野別基本方針の改訂の方向性

1 土地利用の基本方針

現行プランの主な成果			
<p>(都市的土地区画整理事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○須坂市立地適正化計画の策定により都市機能誘導区域、居住誘導区域等を指定 ○中心市街地での重要伝統的建造物群保存地区の決定  	<p>○須坂長野東IC周辺地区：大型商業施設、宿泊施設、企業立地の進展</p> <p>○須坂長野東IC周辺地区の市街化区域編入</p>  	<p>(自然的土地区画整理事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千曲川や百々川などの河川緑地：百々川緑地のバーベキュー指定場所（試行）（2025年～） ○森林整備計画に基づく保全・整備  	
<p>○蔵を生かしたまちづくりの基盤充実：観光交流センター改修、賑わい創出拠点やまじゅう開設</p> <p>○須坂蔵の町スクウェアのイベントの定着</p> <p>○空き家バンクと空き店舗対策（やまじゅうでのインキュベーション）の連携開始</p> 	<p>（農業・集落的土地区画整理事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地が減少（2023～2024年：▲4.4ha） ○地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」策定 		

現行プラン策定以降の状況変化や継続課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○須坂長野東IC周辺地区と中心市街地の連携を本格化する段階に移行 ○須坂ショッピングセンター パルムの閉鎖 ○須坂長野東IC周辺地区の産業団地拡大の動き（民間） ○国土交通省における立地適正化計画の拡充の動き：誘導対象の都市機能を、市民生活を支える施設限定から、業務・集客系施設（稼ぐ力を有する施設）へ拡充する方向 ○市街化調整区域、都市計画区域外での人口減少の継続（居住誘導区域での人口誘導と農村集落地域でのコミュニティの維持の両立） ○第6次国土利用計画において、健全な生態系の保全・再生や生態系ネットワークの構築・維持が位置づけられたほか、都市緑地法等の一部を改正する法律（2024年）では、緑地が多面的な機能を発揮するための施策を強化 	

改訂の方向性		
項目	踏襲する事項（表現の時点修正等含む）	追加・修正する事項
商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなか観光のための環境整備（市が主体の事業は完了したため、民間主体を含む内容に修正） ○歴史的な町並み景観や、観光施設を活かした観光商業の振興による中心市街地の活性化 ○国県道沿道の近隣商業地域の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地における歴史文化的環境と調和したウォーカブルな空間（居心地の良い滞在空間）の形成 ○中心市街地と須坂長野東IC周辺地区との連携・共存（都市機能誘導区域の指定も見据えた記載検討） ○都市機能の更新及び充実の観点からの空きビル、空き店舗対策
工業系用地	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全や必要な基盤整備 ○既存工業団地の拡張検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○須坂長野東IC周辺地区の適地における新たな産業拠点の形成支援
住居系用途	<ul style="list-style-type: none"> ○戸建て住宅をはじめとした一般の住宅地の住環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携による空き家及び低未利用地の有効活用による居住誘導（空家等活用促進区域の指定を念頭） ○民間活力による低未利用地の宅地化などに対する支援 ○公民館を核として、徒歩での回遊・交流が生まれる空間を形成
農地・集落	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地の実態の把握及び解消 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティを維持するための転入者の受け入れや、空き家を日常生活交流の拠点として有効活用できるなど、都市計画法34-11の活用促進
自然環境地	<ul style="list-style-type: none"> ○千曲川や百々川などの河川緑地の保全・活用と緑のネットワーク形成 ○東部、南部、東南部の山地・丘陵部の自然環境・景観及び森林の多面的な機能の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然の持つ防災や水質浄化などの機能を将来にわたって維持

2 道路・交通の基本方針

現行プランの主な成果			
<p>(道路交通体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の見直し <p>(重要伝統的建造物群保存地区指定との整合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道406号の構想区間（大字野辺村石町）の事業化 ○狭い道路の整備を計画的に実施 ○須坂長野東IC周辺の区画道路整備が完了  	<p>(公共交通体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○須坂駅前広場再整備完了（2019年度） ○須坂市地域公共交通計画を策定し、公共交通ネットワークとサービスを維持：既存バス路線の増便・ダイヤ変更、すざか市民バスやタクシーのデマンド化 ○大型商業施設の敷地内へのバスの乗り入れ、バス停の待合機能強化 ○日曜祝日に臥竜公園と須坂駅を結ぶバスを実証運行  	<p>(交通安全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路整備と併せた通学路の安全性向上 ○須坂市通学路交通安全・登下校防犯プログラムに基づく歩道改良、交通安全施設の整備 ○九反田町ラウンドアバウト開通 	<p>(歩きたくなるまち)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイネージシステムの構築 ○まるごと博物館構想に基づき蔵の町並みサインを設置 ○上中町交差点付近の元製糸所事務所の1・2階、裏庭を整備（総合的休憩所・地域交流拠点整備） ○飲食休憩スペースの充実と照明や外構の改修（観光交流センターの改装）   

現行プラン策定以降の状況変化や継続課題
<ul style="list-style-type: none"> ○通学路交通安全・登下校防犯プログラムに基づく道路整備の継続が必要 ○須坂市地域公共交通計画を踏まえて、居住を定着・誘導する区域への「公共交通の軸」の維持及び市内中心部や集客拠点へのアクセス向上が必要（立地適正化計画と地域公共交通計画の連携） ○高齢化の進展とともに、高齢運転手の事故が増加する可能性 ○政府の地方創生2.0基本構想（2025年6月13日閣議決定）において、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速、地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成を図るための制度改正や支援策の充実を位置づけ

改訂の方向性		
項目	踏襲する事項（表現の時点修正等含む）	追加・修正する事項
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画決定されている事業未着手道路について、必要に応じ事業化の再検討や計画そのものの見直しを推進 ○主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、生活道路など、道路の区分に応じて体系的な道路網を形成 ○千曲大橋（構想）の整備促進（長野県総合交通体系調査の将来ネットワークにも組み込まれている） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路臥竜線、八町線について、引き続き整備 ○須坂長野東IC周辺での新たな産業団地の整備と併せた道路の整備や、開発行為で道路を整備（誘導）
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○長野電鉄須坂駅は玄関口、交通結節点として利便性の向上と機能強化 ○須坂長野東IC周辺地区にアクセスするバス路線は、需要動向を踏まえてサービス水準の向上を検討 ○少子高齢化等の一層の進展に備え、高齢者や子育て世代等への公共交通サービスを維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○須坂駅において、高齢者や障がい者の利用にも対応したバリアフリー化の推進 ○需要の密度に見合った持続可能な地域のモビリティ確保に向けた公共交通の再編
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な通学路確保のため、歩行者の安全に配慮した道路整備を推進 ○歩行者と自転車が通行しやすい通行空間の幅員確保を検討 ○子ども、高齢者、障がいのある人などが、安全・快適に移動できるバリアフリーによる通行環境の改善 ○変則交差点の解消による安全性の向上や交通渋滞の緩和を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路交通安全・登下校防犯プログラムに基づく、歩道の設置・拡幅、歩道の改良などの取組推進 ○認識にくくなつた市道の区画線の引き直し、見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置等の安全な交通の確保 ○安全な交通手段の選択肢である安全運転サポート車、安全運転装置や公共交通手段の周知 ○高齢者健康教室における免許返納の周知と65歳以上の免許返納者へバス IC カードの交付
歩きたくなるまち →めぐりたくなるまち	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康づくりとして、まち歩きをしたくなるような魅力的な歩行空間の創出 ○中心市街地での歩きやすさや歩く楽しさを感じる回遊路の整備を推進 ○蔵の町並みをはじめとした観光名所の行き先や経路をわかりやすく示すサインの設置の推進 ○鉄道駅周辺や公共施設の集積地区でのユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「蔵のまち」を生かしたウォーカブル（居心地の良い滞在空間の形成）なまちづくりの推進 ○重要伝統的建造物群保存地区の案内看板設置や次世代モビリティの導入など回遊性を高めるまちづくり

3 都市環境の基本方針

現行プランの主な成果		
(公園・緑地) ○臥竜公園桜守りの会の活動 ○豊丘地区での「チャレンジパーク離山＆わんぱく広場」設置（2020年） ○臥竜公園竜ヶ池周辺施設長寿命化計画の策定 	(自然環境の保全と活用) ○上信越高原国立公園区域における自然環境の保全と活用 ○森林経営管理制度による森林整備の計画的な実施 ○米子大瀑布の遊歩道整備（来訪者に対する環境改善対策） ○峰の原高原森林サービス産業推進協議会の取組（環境整備、教育、観光等）  	(環境・エネルギー) ○地域公共交通計画に基づく公共交通の利用促進（交通分野における環境負荷低減） ○太陽光発電システム、蓄電システム、太陽熱利用システムに対する導入補助  
現行プラン策定以降の状況変化や継続課題		
<p>○治水、環境、景観を一体で考えるグリーンインフラの普及（国土強靭化計画等での位置づけなど、緑地の水害・暑熱対策の機能評価） ○コロナ禍での身近な公園の再評価（生活の質に不可欠な存在としての再評価） ○Park-PFI制度の普及（公園の管理運営における民間活用の拡大） ○まちなか空間における公園・オープンスペース空間の活用（ウォーカブル（居心地の良い滞在空間の形成）政策） ○2022年度改正建築物省エネ法により、すべての新築住宅が省エネ適合義務の対象となったほか、膨大な既存住宅の省エネ性能を高める上では既存住宅の断熱改修等のリニューアルも重要</p>		
改訂の方向性		
項目	踏襲（表現の時点微修正含む）	追加・修正
公園・緑地	○地域住民等とともに公園・広場等の維持管理を推進 ○一定規模以上の公園の改修・更新では、「公園施設長寿命化計画」を策定し、効率的な取り組みを推進 ○河川を軸に公園や寺社等の民有緑地を連携させた生態系ネットワークの形成	○臥竜公園竜ヶ池周辺施設長寿命化計画に基づく計画的な整備推進 ○市内を貫流する河川のみどりと、市街地の公園等のみどりをつなげた、水と緑のネットワーク形成 ○公園の整備や管理運営では、民間活力を導入した賑わい創出の仕組みづくりを検討 ○オープンガーデン等の市民力を生かした身近な緑づくり活動の活性化
自然環境	○本市域南東部一帯に広がる上信越高原国立公園は、豊かな自然資源として保全 ○森林等は、水源かん養や災害防止、生活環境保全等の重要な機能の維持や観光資源として活用	○森林ウォーキングや自然散策を楽しむための森林環境の保全や里山遊歩道の整備・利活用 ○開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全 ○持続可能な地下水の保全と活用を図るための施策の推進
環境・エネルギー	○再生可能エネルギーや未利用エネルギーなど地域のエネルギー資源の有効活用 ○工場やオープンスペース等の緑化の促進	○徒歩と公共交通によるライフスタイルの普及など、交通分野における環境負荷の低減 ○住宅の新・改築と併せた再生可能エネルギーの導入促進 ○小水力発電事業への支援 ○住宅の改修と併せた断熱性能の向上促進

4 都市景観の基本方針

現行プランの主な成果

(市街地の町並み景観)

- 重要伝統的建造物群保存地区の指定
- 須坂市歴史的建造物への登録件数の増加
- 須坂市屋外広告物条例の施行（2022年）
- 須坂市景観計画に基づく建築物や屋外広告物の事前届出や指導
- 須坂駅前広場再整備
(玄関口にふさわしい景観整備)



(自然景観)

- 上信越高原国立公園における自然景観の保全
- 鎌田山、坂田山、妙徳山、臥竜山などの里山景観の保全
- 河川区域における河川景観の保全



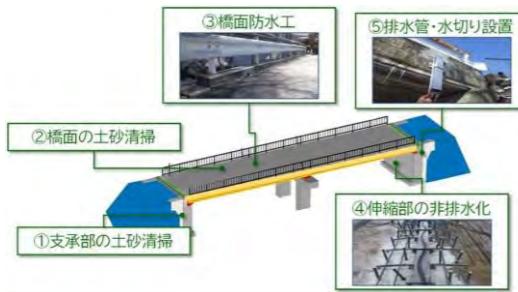
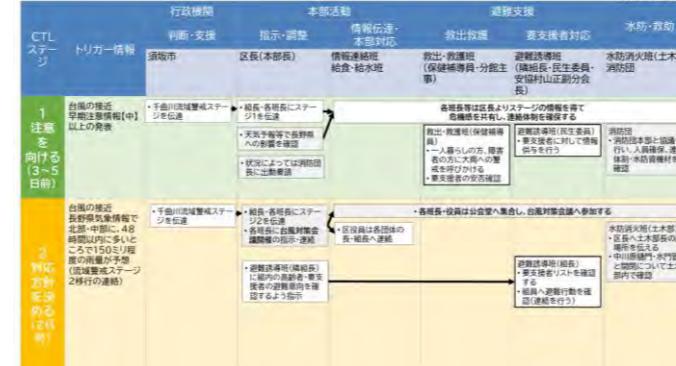
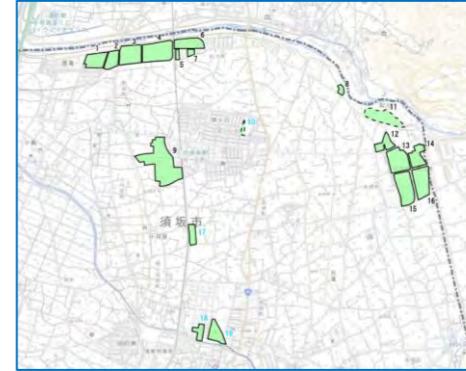
現行プラン策定以降の状況変化や継続課題

- 「地方創生2.0基本構想 施策集」（2025年6月13日閣議決定）において、「まちづくりの核となる歴史的建造物や歴史的風致を掘り起こし、エリア全体で保全活用する取組や、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速」を明記
- 国土交通省が、歴史まちづくり法や景観法に関する必要な制度改善について検討を深めるため、「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」を設置（2025年8月）
→良好な景観形成に向けてエリアを再生する施策の展開に言及
- 環境省「今後の自然公園制度のあり方に関する提言」（2020年5月15日）では、「利用拠点の景観改善・基盤整備」に言及

改訂の方向性

項目	踏襲（表現の時点微修正含む）	追加・修正
市街地景観	<ul style="list-style-type: none">○歴史的建物は、「伝統的建造物群保存地区制度」の活用等による都市の魅力を高める町並み景観づくりを推進○中心市街地では、沿道民地の緑化、電線類の地中化などによる賑わい景観の創造○須坂駅周辺及び須坂長野東IC周辺等は、本市の玄関口にふさわしい景観を形成○住宅地は、地域の特性を活かし、人々が安心・安全でゆとりとうるおいのある生活を営める良好な景観を育成○道路植栽による沿道の緑化や景観阻害要因の除去などによる良好な道路景観の創造	<ul style="list-style-type: none">○既存ストック（建築物等の景観資源）を活かし、再生させながら、地域の景観や魅力を向上○屋外広告物条例による地域特性に応じた屋外広告物の適正化○歴史的町並みや自然景観の眺望等を歩いて楽しむことができる景観づくり
農村・集落景観	<ul style="list-style-type: none">○農地景観と周辺集落との調和、遊休農地の解消	<ul style="list-style-type: none">○定住環境の形成と併せた建築物の形態・意匠等の誘導など良好な集落景観の形成
自然景観	<ul style="list-style-type: none">○上信越高原国立公園や里山として市民に親しまれている自然景観を保全・活用○千曲川、松川、八木沢川、百々川、鮎川などの河川は安らぎや憩いの水辺空間として河川景観を保全・活用	<ul style="list-style-type: none">○市域東部の山地高原地域は、良好な景観を保全するため、登山道、遊歩道、展望スペース、駐車場などの施設について維持管理

5 都市防災の基本方針

現行プランの主な成果		
<p>(災害に強いまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千曲川氾濫対策工事及び流域治水協議会で示された各種事業実施 ○河川の浚渫工事 ○市街化調整区域における開発許可の厳格化 ○須坂市立地適正化計画における防災指針の策定 ○道路改良事業、橋梁点検・長寿命化事業の実施 ○ブロック塀等の改修事業の実施 ○住宅等の耐震改修工事補助 ○学校施設長寿命化計画の策定、改修工事 ○災害拠点施設、特定建築物の耐震化  	<p>(防災体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の機能強化 ○業務継続計画に基づく災害時の業務体制の検討 <p>(自助・共助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○千曲川沿いの区のコミュニティタイムライン（防災行動計画）の作成 	<p>○地域自主防災組織の防災訓練</p> <p>○防災に関する広報や出前講座</p> <p>○地区防災マップの作成</p> <p>○大規模盛土造成地マップの公表</p>   

現行プラン策定以降の状況変化や継続課題
<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年東日本台風の教訓を踏まえた水災害に強いまちづくり（自然の貯留・保水機能を活用するグリーンインフラ、流域全体で防災・減災に取り組む流域治水の推進） ○須坂市立地適正化計画における防災指針の策定 ○大規模な道路陥没事故の教訓から得られた社会インフラの維持更新の重要性を再認識 ○気候変動に伴う豪雨の頻発化や複合災害のリスク増加に伴う、盛土造成地の防災・減災対策の推進 ○より良い復興（ビルド・バック・ベター）に向けた事前復興まちづくりの重要性を受け、国土交通省が「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」（2018年）、「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」（2023年）を公表 ○コロナ禍を踏まえた、感染症に対応した防災体制の充実 ○インフラの維持管理や災害時の状況把握、避難誘導等におけるDX技術の進展

改訂の方向性		
項目	踏襲（表現の時点微修正含む）	
災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、近隣自治体との連携しながら、ハード整備、ソフト施策の充実により安全性を向上 ○災害時の緊急輸送路の代替性強化に資する千曲大橋（構想）の整備促進 ○供給処理施設、交通系施設等の長寿命化、耐震化、耐水化の推進 ○地震時の道路交通を確保するための点検や無電柱化の推進 ○避難施設となる主要公共施設の長寿命化改修の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○流域全体で雨水の貯留・浸透域の拡大 ○浸水や土砂災害など災害危険性が高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転促進 ○中長期の居住誘導を通じ、リスクエリアから安全なエリアへの移転を促進 ○徒歩で安全に避難できる都市づくり（公園や学校、公共施設を結ぶ歩行者ネットワークの形成等） ○避難場所となる体育館等の機能強化の推進 ○事前復興まちづくりの取組を検討
防災体制	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制、情報収集体制、非常時の情報連絡手段の多重化や代替性確保 ○あらゆる災害や感染症を想定したBCP（業務継続計画）に基づく、防災体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○DX技術（デジタル技術）を活用した災害予測や防災情報の取得、市民が利用しやすいアプリによる情報発信等の研究と導入
自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ○個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携した自主防災体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要配慮者を地域で見守る体制や仕組みづくりの支援

6 生活環境整備の基本方針

現行プランの主な成果		
<p>(健康・福祉のまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旭ヶ丘地区の住民主体の移動支援を含む高齢者の生活支援サービス ○新・地域見守り安心ネットワークについて、全69町の登録情報の見直し・更新 ○公共施設におけるスロープ設置や段差解消などのバリアフリー化 ○ウォーキングマップを地区別に作成し公表 <p>(防犯のまちづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯設置への補助を実施 	<p>(子育て環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センター設置、子育て支援センター（bota）の開設 ○通学路交通安全・登下校防犯プログラムに基づき、危険個所の対策を実施 <p>(空き家対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家バンクの事業を民間委託、空き家説明会や相談会を実施 ○空き家バンクへの登録を条件に、相続登記にかかる費用を補助 ○空き家等対策の専門家団体と「空き家等の適正管理に関する協定」を締結し、所有者による空き家等の適正な管理を促進 	<p>(公共施設の長寿命化による有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水道ビジョンに基づく計画的な施設の更新 ○下水道施設の整備:300km以上に及ぶ管渠の長寿命化に向けた調査を開始 ○橋梁長寿命化修繕計画に沿った整備 ○経年劣化した学校プールろ過機の改修、中学校駐車場の舗装、須坂小学校・支援学校大規模改修工事実施設計 ○スポーツ施設の不具合個所を優先順位付け修繕 ○「公共施設カルテ」の作成：施設の適正配置に向けた取り組みに着手
現行プラン策定以降の状況変化や継続課題		
<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省「健康まちづくりの事例集」（2023年5月）が公表され、①住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける、②コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る、③日常生活圏域・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する、④街歩きを促す歩行空間を形成する、⑤公共交通の利用環境を高めるなど、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造との親和性を提示 ○国土交通省「防犯まちづくり取組事例集」（2020年9月）が公表され、近年の登下校中の子どもを対象とした犯罪発生や、通学路沿道の土地利用の変化、地域社会における少子高齢化及び共働き世帯の増加等による子どもの見守り体制の変化等、社会環境に対応した防犯まちづくりの取組展開の必要性を指摘 ○国土交通省では、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組みに対する支援を強化するべく、都市構造再編集中支援事業等において、基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」を創設 ○小中学校を再編する須坂学園構想基本方針の策定 ○空き家対策法の改正（2023年）により、空き家等管理活用支援法人や空き家等活用促進区域が制度化されたほか、国土交通省を中心に不動産IDの検討が進んでおり、空き家対策は官民連携やまちづくりとして施策展開が主流の流れ ○大規模な道路陥没事故の教訓から得られた社会インフラの維持更新の重要性の再認識 ○総務省「公共施設等適正管理推進事業債」において、集約化・複合化等に伴う除却事業（機能統合等に伴うものを含む）が追加（2025年度拡充） 		
改訂の方向性		
項目	踏襲（表現の時点微修正含む）	追加・修正
健康・福祉のまちづくり	○多くの人が利用する施設は、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市交流拠点（中心市街地）と複合交流拠点（須坂長野東IC周辺地区）との連携による居心地がよく外出したくなるまちづくりの推進 ○多くの市民が健康な生活をおくれるよう、歩行空間づくりのほか、ウォーキングマップの普及など歩行を促す仕掛けづくりの推進 ○新・地域見守り安心ネットワークの継続的な見直し・更新
防犯のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロール等の防犯活動を推進することにより、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進 ○公共空間や市街地において、防犯灯など防犯設備の充実等により犯罪が発生しにくい環境づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や公園の整備・改修と併せて、路上犯罪を抑制した道路整備や防犯と景観を両立した公園整備、公共施設管理運営への地域の参加を通じて監視性の強化など、犯罪が発生しにくい環境づくり ○「歩く」ことを通じた地域の見守り・防犯・防災活動の推進
子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> ○「ファミリーサポートセンター事業」、「ながの子育て家庭優待パスポート事業」などの子育て支援サービスの充実 ○子育て支援サービスなどを行う団体のネットワークを構築 ○子育て支援センターなど、子育て中の親子が遊び、集える場の環境の維持・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの機会をとらえた子どもの遊び場や親同士の交流の場を整備するなど、子ども・子育て支援環境の充実 ○ベビーカー等が安心して移動できる空間や、安全な通学路・公園等の整備による子育てしやすい環境づくりの推進 ○老朽化した認定こども園や保育園等の子育て支援施設の建替え・改修の促進 ○須坂学園構想基本方針に基づく学校施設の整備 ○須坂学園構想により閉校した学校の校舎・グラウンド等の有効活用 ○須坂学園構想に伴い通学距離が長くなる児童生徒のための安全な通学手段の確保
空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家になる前に権利関係の確認、登記の変更・相続など、住まいの引き継ぎ方や管理方法について考える予防対策の啓発を推進 ○空き家等に対する適正管理を所有者に促すための取組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携による空き家バンクの運営による空き家等の登録と活用の促進、空き家・空き店舗・空きビル、空き地等の一元的な活用の仕組みづくり ○空き家等活用支援法人などの官民連携の空き家活用担い手の支援・協働 ○将来的に空き家問題が深刻化するエリアにおける空き家等活用促進区域の指定検討（長野県と協議中） ○不動産IDの実装の動向を踏まえた空き家等対策のDX化
公共施設の長寿命化による有効活用	○築年数が経過した庁舎、学校、公民館、市営住宅等の公共建築物や、道路、橋梁、上下水道等の社会基盤施設について、財政負担の軽減化・平準化とともに資源の有効活用を図る維持管理・改修・更新、長寿命化、統廃合等を検討	○公共施設カルテを活用した公共施設の再配置計画や更新計画の優先度を客観的に設定できる仕組みの整備